

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

OCTOBER 2015 **146**

第29回 ブロック総会 開催報告

協会活動

- ・松本南海雄氏旭日小綬章祝賀会
- ・第3回 理事会 開催報告
- ・9月 月次活動報告

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金
「平成 27 年台風 18 号等大雨災害被災地支援募金」
参加協力のご案内
ドラッグストア業界研究レポート報告会、政治連盟 特別講演
開催決定

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会、中小企業庁、
日本医療機能評価機構、ペットとの共生推進協議会、
静岡県、岐阜県

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

「日本ヘルスケア協会」という新しい協会の設立準備が進んでいます。この協会は、日本再興戦略のヘルスケア分野における「健康寿命延伸産業の育成」＝「健康寿命の延伸」と「それを支える産業を育成」という画期的な考えが出されてからの3年間の鑑み、ヘルスケア関連の産業界からの声をしっかりと伝えるために設立されるということです。

JACDSはこの新しい協会の設立趣旨に賛同し、連携・協力することが基幹決定されました。ドラッグストアの、健康寿命延伸における地域での役割なども大いに主張していけると思います。また、既存の古い団体ではできないような、国民主体の意見具申ができるようになりますので、期待は大変大きいものがあります。

11月2日に設立される予定ですので、次号(11月号)におきまして、その陣容や設立総会の模様などをお伝えしたいと思います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

 No.146
2015.10

●第29回ブロック総会 開催報告

- ・[主催者挨拶](#)
- ・[会長挨拶並びにJACDSの活動方針について](#)
- ・[ブロック別開催概要](#)
- ・[各委員長からの挨拶](#)
- ・[ドラッグストア業界の現状と課題への対応](#)
- ・[第5回支部長会 開催報告](#)

●協会活動

- ・[松本南海雄 JACDS 名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会](#)
- ・[第3回理事会 開催報告](#)
- ・[9月度月次活動報告](#)

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 「平成27年台風18号等大雨災害被災地支援募金」参加協力のご案内
- ドラッグストア業界研究レポート報告会、政治連盟 特別講演 開催決定

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会、中小企業庁、日本医療機能評価機構、ペットとの共生推進協議会、静岡県、岐阜県

表紙裏 日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

第29回 全国ブロック総会開催



9月15日(火) 九州ブロック総会



9月16日(水) 西日本ブロック総会



9月25日(金) 東日本ブロック総会



9月29日(火) 中部ブロック総会

主催者挨拶

今期も組織委員長を拝命いたしましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、前期組織委員会は業界の繁栄を念頭に、組織強化また情報の共有を中心としながらJACDS活動、組織と発言力を強化し協会並びに業界の発展を目標に取り組んで参りました。正副ブロック長、支部長、また会員の皆様方に多大なご協力を賜りましたこと篤く御礼申し上げます。

今期は、青木会長の新体制の下更に組織を強化し、執行部と会員の皆様の距離を短くしたいという思いから、ブロック長は全員が常任理事に、また副ブロック長は理事に任命されました。今まで以上に皆様に情報提供できると思いますのでよろしくお願いいたします。

様々な課題、問題に取り組むためには組織力、政治力が必要となります。会員の皆様方の絶大な協力をお願い申し上げます。



副会長兼
組織委員長
皆川 友夫

会長挨拶並びに JACDSの活動方針について



会長 青木 桂生

日頃は、協会活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

協会が設立され16年目を迎えました。設立当初は2兆円だった産業が、現在は6兆～7兆円規模になるまでの大きな成長を遂げました。

また、この春、旭日小綬章を業界で初めて松本名誉会長が授章されました。ドラッグストア業界にとって大変大きな出来事でした。協会の皆様はじめ、歴代の会長がたの努力の賜物だと思っております。16年前、ドラッグストアは通産省の統計にも載らなかった時代から、国から認められた業界の一つに加わりました。地域の中で、われわれは十分に認知されたということではないでしょうか。

現在、少子高齢化、人口減少のなかでドラッグストア業界は踊り場にきています。しかし、時代の求めに対応するドラッグストアをつくることで、必ずドラッグストア業界は10兆円産業になります。どう成長させながら10兆円産業をつかっていくかが大きな課題です。

日本は少子高齢化時代をむかえ、65歳以上の一人暮らしの方が600万人と言われていています。その人たちの健康と、生き生きとしていきいける社会構造をつかっていく。これが我々約1万8千あるドラッグストア店舗が社会に対して貢献できる大きな役割ではないかと思えます。

現在、我々の遅れた分野があります。それは、調剤を行なっている店舗が30%に満たないということです。しかし、調剤応需ドラッグストアが果たす役割は非常に大きいと言えます。薬剤師が一人暮らしの老人の家庭に行き、情報を提供し、医療関係者と行動を共にする。地域の医療機関と連携し、コミュニティを形成する。薬歴未記入問題がありましたが、これが本来の病歴管理であり、薬歴管理の一端ではないかと思っております。また、残薬問題も解決できるのではないのでしょうか。膨張する医療費を抑え医療制度を行政と一緒に守っていくことが我々ドラッグストアの役割ではないのでしょうか。

最近、医療費削減が話題となっています。病院前の薬局は診療報酬を削減するなどといわれています。処方箋は6兆円あると言われていますが、その中でドラッグストアが扱っているのは5%～6%程度です。これが3兆円になれば、それだけで10兆円産業を達成できます。薬剤師等の人材確保などの問題を解決することが課題です。

それから、いよいよマイナンバー制度が施行されます。来年には社会情勢も変わってくると思えます。我々にとって一番大きなことは患者の情報が一体化されるということです。

また、今後は10万人近い登録販売者が社会に何ができるかを考えながら、これを確立してゆくのも一つの大きな役割です。

しかし、活動するにも社会に訴えるにも資金が必要です。我々は、単なる資金集めではなくそれを活用し、いかにドラッグストアの地位を築いていくかという大きなテーマがありますので、ご支援ご協力いただきますようお願いし、ご挨拶に代えさせていただきます。

9月15日(火)
九州ブロック

会 場:ソラリア西鉄ホテル

参加者:20名

時 間:13:30~16:15 支部長会兼ブロック総会
16:30~17:30 意見交換会



田中副ブロック長の司会で会は進行されました。

九州ブロック担当の森ブロック長は挨拶の中で「医薬品の販売は情報提供することが我々の業界人としての専門性を持った医薬品販売業者の責務ではないかと思えます」と話されました。また今期より新しく設立された政策推進委員会の委員長として、今期の委員会の活動について説明されました。説明の最後に「(行政の対応について)直近で困ったことや現行のルールでおかしいと思うことがあったら、協会事務局にご連絡いただき、その意見を委員会で検討してゆきたいと思っております。ご意見いただければ幸いです」と挨拶されました。

また今回九州ブロックでは新たな試みとして、支部長会と総会を合併して開催しました。

九州ブロック総会には、登録販売者制度向上委員会 浦上委員長が参加されました。

9月16日(水)
西日本ブロック

会 場:太閤園 桜苑

参加者:48名

時 間:15:00~17:00 ブロック総会
17:15~18:15 意見交換会



西本副ブロック長の司会で会は進行されました。

西日本ブロック担当の奥谷ブロック長は「今まさにドラッグストアの変換期であり、大きく進化を測る時代です。製配販が力を合わせドラッグストアでしかできない業界独自の新しいマーケットを自ら手に入れることが業界の成長の軸であり、最も重要な課題であると考えます。このような変革の社会環境だからこそ、協会として一致団結し、協会が推進している業界成長のための様々な取組や活動への参加が重要です。ぜひ皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。」と挨拶されました。

西日本ブロック総会には、第16回JAPANドラッグストアショー実行会 貴島委員長が登壇し、来年3月に開催されるドラッグストアショーの説明をされました。またJACDS政治連盟 寺西副会長より政治連盟の活動の報告とご挨拶がありました。

9月25日(金)
東日本ブロック

会場:ホテルグランドパレス

参加者:47名

時間:15:00~17:00 ブロック総会

17:15~18:30 意見交換会



株式会社ヨネキ十字堂の米城専務の司会により総会は進行されました。

東日本ブロック担当の関ブロック長は挨拶の中で松本名誉会長の旭日小綬章叙勲について「今回の叙勲は名誉会長個人の物ではありますが、JACDS会員皆が受けた勲章であるという認識のもとでお祝いしました。」と話され祝辞を述べられました。また「JACDSは業界発展のため様々な活動をしています。業界発展＝自社の発展です。活動の報告を聞き、理解をしていただければ全員参加型のJACDSとなり、それが伸び代につながるようになると思います。次回のブロック総会は2月の開催です。先ほどの支部長会で支部長の皆様にもお願いしましたが、同じ県の会員やお知り合いに参加を呼び掛けていただき、次回のブロック総会はもっと多くの会員の皆様に協会の取組をご理解いただきたいと思います。」と話されました。(各委員長からのご挨拶は後ページをご参照ください)

9月29日(火)
中部ブロック

会場:名古屋観光ホテル

参加者:14名

時間:13:30~16:15 支部長会兼ブロック総会

16:30~17:30 意見交換会



長基副ブロック長の司会で会は進行されました。

中部ブロック担当の榊原ブロック長は挨拶の中で「大変革の時だからこそ会員の皆様のお力が必要で、力を結集させ業界の再成長を目指さなければなりません。」また松本名誉会長の旭日小綬章叙勲について「9月8日の祝賀会に参加し、出席された方の話等を聞き、改めて業界発展に尽くされた功績の大きさに感動しました。このパワーをいただき、チャンスとして業界そしてドラッグストアを更なる成長に進めなければならないのだと感じました」と話されました。

中部ブロックも九州ブロック同様に、支部長会と総会を合併して開催しました。

■各委員長からの挨拶

副会長兼
業界標準化委員長
江黒 純一

標準EDI(流通BMS)導入の必要性について

2020年にNTT公衆回線が廃止されます。テレビがアナログからデジタルに変わった時のようなことがシステムの中で起こります。早めの対応をしなければ、ドラッグストア業界だけでなく流通業全体が変わるので、システム関係のメーカーの手が回らなくなり入れ替えが間に合わなくなることが懸念されます。「標準EDI(流通BMS)業界標準導入プログラム」を協会ホームページにアップしましたので、参考にさせていただければと思います。



副会長兼
登録販売者制度向上委員長
浦上 晃之

登録販売者制度向上委員会の活動について

登録販売者制度向上委員会の目的は「一層の登録販売者の組織化を推進する」「登録販売者制度を一般生活者にアピールする」「登録販売者が現場で活躍できる環境整備を目指す」です。日登協と協力して登録販売者のサポートを充実します。日登協入会を働きかけ、登録販売者の組織化をすすめます。地方行政との強力なパイプづくりを目的に支部設立をすすめています。年内には28都道府県に支部が設立できる見込みです。登録販売者の専門家としての地位を確立したいということで邁進してまいりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



執行委員長
根津 孝一

JACDS事業活動報告と今後の事業・計画について

- ・松本名誉会長の旭日小綬章叙勲祝賀会のご参加ありがとうございました。
- ・軽減税率導入への活動については、JACDS議員連盟の林芳正議員、秋元司議員と話し合いをしながら進めています。林議員は税調の副会長と秋元議員は委員なので、我々の声も届くと思います。
- ・協会運営協力費を新たに設立しました。ぎりぎりの値上げです。どうかご協力のほどお願いいたします。



社会貢献委員長
富山 睦浩

そらぷちキッズキャンプの支援活動について

そらぷちキッズキャンプは、北海道滝川市にある難病と闘う子供のための医療施設付キャンプ場です。運営するにあたりボランティアや看護師の付き添いが必要で、その資金を提供してゆきたいと考えています。今年は8月7日に1700万円を寄付しました。今後も募金活動を継続して行なって参りますので、まだ募金活動を行っていない会員企業様にも是非とも募金箱を店舗に設置し、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。



九州ブロック長兼
政策推進委員長
森 信

政策推進委員会の課題について

今期より新しく設立された政策推進委員会の委員長に就任しました。当面の課題は、軽減税率の導入または日本一般用医薬品連合会主張の1万円からの税額所得控除かについて、情報を収集し政治家と面談するなどの活動を行っています。また、規制緩和については多くの課題がありますが、まずは調剤併設店舗(薬局、店舗販売業)の二重申請を単一申請にできるような働きかけをすること、体外検査薬のスイッチOTC化を拡大させる活動を行います。直近で困ったことや、現行のルールでおかしいと思うことがありましたら、協会事務局にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

第16回 JAPAN ドラッグストアショー開催概要について



ドラッグストアショー
実行委員長
貴島 浩史

ドラッグストアショー実行委員長を拝命いたしました。実行委員としては5年目となります。今回の実行委員は、青年部会と顧問の方々とで取り組んでいます。テーマは「街のトータルサポート。暮らしを守るドラッグストア! ~ 加速するセルフメディケーション ~」第1回よりセルフメディケーションの啓蒙・推進をしましたが、実践に向けて取り組んでまいります。また、前回プレビュー開催という名前で木曜日の午後から開催しましたが、今回は「ビジネス商談会」という名前でバイヤーの方々に来ていただく時間を設けました。4年前に全小間回りましたが、その時実感したのが大きな小間だけでなく1小間の企業でも自社の利益となるものがたくさんありました。ぜひ、小さい小間もしっかり見ていただきたいと思います。

■日本医薬品登録販売者協会より



日本医薬品登録販売
者協会 会長
樋口 俊一

一般社団法人日本医薬品登録販売者協会では、登録販売者を行政および地域生活者に広く認知される、地域のもっとも身近な医療の専門家としての役割を果たすため、登録販売者の育成強化を図ってまいります。

- 1) 第2類医薬品、第3類医薬品の販売力強化(情報提供)
- 2) 在宅介護食の販売力強化(情報提供)
- 3) 機能性表示食品の販売力強化(情報提供)
- 4) AED、救命講習の実施、5) 介護情報提供員(介護情報)

■JACDS 政治連盟より

松本名誉会長は挨拶の冒頭で旭日小綬章叙勲祝賀会の謝辞を述べられました。政治連盟の活動に関して、JACDS 議員連盟の先生の中から大臣、副大臣、政務官に就任されています。我々の目標は、議員立法のできる20名の議員の方々を集めることです。少ない資金の中で、活動しています。皆さんには、年2回の政治連盟のセミナーにご参加いただきご協力をお願いします。



JACDS 名誉会長兼
JACDS 政治連盟会長
松本 南海雄



JACDS 名誉会長兼
JACDS 政治連盟副会長
寺西 忠幸

ドラッグストア業界の現状と課題への対応

日本チェーンドラッグストア協会
事務総長 宗像 守

1. ドラッグストアの経営環境の変化

1) 少子高齢化に向けた国の方針(閣議決定)

(1) 2013年6月日本再興戦略—ヘルスケア市場、健康増進・予防・生活支援関連産業

①健康寿命延伸産業の育成

→グレーゾーン関連規制解消、エビデンスある運動、食事の基準

②予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

→薬局を地域健康情報拠点としてセルフメディケーションを推進

③食の有する健康増進機能の活用

→企業の責任で機能性表示、米国ダイエタリーサプリメントを参考

④医療・介護情報の電子化と促進

→医療費の適正化とカルテ・介護情報を基に地域医療・介護連携

⑤医療情報の利活用推進と番号制度導入

→国民医療・健康データを活用する医療情報番号制度導入を図る

⑥一般用医薬品のインターネット販売

→一般用医薬品のインターネット販売を認める(要指導薬除く)

⑦ヘルスケアポイントの付与

→健康づくりモデル(予防)の確立、ヘルスケアポイントの推進

(2) 2014年6月日本再興戦略改訂2014

①昨年策定した「日本再興戦略」では政策ごとに明確な成果指標(KPI:

Key Performance Index)を設定して進捗管理してきたが、改訂2014

ではこの1年間でKPIの達成にどれだけ前進したかを明らかにした。

②施策の主な進捗状況

- ・健康産業に関するグレーゾーン解消を推進
- ・一般用医薬品のインターネット販売を実現
- ・医療分野の研究開発の司令塔を創設
- ・先進医療の評価の迅速化等を推進

③新たに取り組む具体的施策

- ・効率的で質の高いサービス提供体制の確立
- ・公的保険外のサービス産業の活性化
- ・個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与
- ・ヘルスケア産業を担う民間事業者が創意工夫を発揮できる市場環境の整備
- ・医療用医薬品から一般用医薬品への移行(スイッチ OTC)の促進

- ・医療・介護のインバウンド・アウトバウンドの促進
- ・保険給付対象範囲の整理・検討
- ・医療・介護の ICT 化 ・その他

(3)2015 年 6 月日本再興戦略改訂2015、骨太方針、規制改革実施計画

2)各省庁におけるドラッグストア業界に関する施策の状況

(1)厚生労働省による主な関係施策

- ①健康情報拠点薬局(健康づくり支援薬局)に関する検討会
→日本再興戦略に基づき、2015 年度中に「充実した設備などを有する薬局を住民に公表する」を受けた検討会
- ②電子お薬手帳の検討とマイナンバー対応
→患者自身がいつでも、どこでも服薬情報を入手できる仕組みに
- ③保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立
→患者本位の利便性を考慮し、現行の構造上の規制を改める
- ④医薬分業のあり方
→経済・政策分業から患者の支持を受ける医薬分業の推進
- ⑤スイッチ OTC 化の更なる推進
→「日本再興戦略」踏まえ、新たなスイッチOTC化スキーム作成
- ⑥地域包括ケアシステムの構築
→在宅調剤と公的保険外サービスの連携、充実
- ⑦2016 年から 2018 年 3 カ年連続の改定
→調剤報酬改定、消費税導入に伴う改定、調剤報酬改定と3年連続
- ⑧テクニシャン制度とリフィル処方制度の研究
→テクニシャン制度とリフィル処方せん、分割調剤の見直し

(2)農林水産省による主な関係施策

- ①スマイルケア食の普及推進
→今年秋以降にスマイルケア食の基準スタートと輸出促進
- ②6次産業を通じた農林漁業の成長産業化
→日本再興戦略の年2%の実質成長(100兆円→120兆円)他
- ③食文化・食産業のグローバル展開(FBI 戦略)
→日本の食産業の海外展開と農林水産物の輸入促進を具現化
- ④原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の交渉
→輸入規制措置の完全撤廃に向けた諸外国に向けた働きかけ
- ⑤農林水産物と TPP 対応
→TPP 対応による国内農林水産業の安定的な持続と対応

⑥新たな経営所得安定対策の着実な実施

→米の生産コスト低減に向けた、機械の共同利用、作期の異なる品種の導入等を支援等

(3)内閣府による主な関係施策**①食品の機能性表示制度**

→迅速な受理番号の交付と売場での情報提供の充実・強化

②消費者安全に関する啓発の推進

→食品の安全・安心に関する総合的情報提供

③消費者の安全確保のための施策の推進

→事故情報の収集・活用の強化に関する調査、他

④次世代ヘルスケア産業協議会

→日本再興戦略に基づくヘルスケア産業育成の課題を解決

⑤「骨太の方針」の確実な実施

→経済再生に向けた社会保障制度の公的保険外サービスの拡大

⑥「日本再興戦略」の確実な実施

→ヘルスケア産業の創出支援で生産性革命を実現する

(4)経済産業省における主な関係施策**①「S-M推進に向けたドラッグストアのあり方研究」の実施**

→日本再興戦略に基づくセルフメディケーション推進のあり方研究

②地域サービス・生活サービスの生産性向上

→中心市街地、商店街、ヘルスケアビジネスの先進モデル作り

③健康寿命延伸産業創出推進事業の促進

→民間事業者等による実証事業の支援と需要喚起の推進等

④まち・ひと・しごと創生総合戦略

→5つの戦略で雇用、地域の経済圏の維持・活性化を図る

第1 地域の産業集積の競争力向上 第2 地域発ベンチャー創出

第3 地域サービス業の生産性向上・市場創出 第4 地域のブランド化

第5 地域の生活サービスの確保と地域経済圏の再構築

－公的保険外サービスの産業化も大きな課題

⑤海外旅行者へのインバウンド対応策推進

→昨年10月より海外旅行者の非課税品目拡大と手続き簡素化

2. 軽減税率をめぐる動きとその課題**1) これまでの経緯とJACDSの主張**

- (1) 自民党、公明党で軽減税率導入を合意(2012年)し、翌年4月より8%へ
- (2) JACDSで検討し、食品、OTC、調剤に軽減税率の適用を求める
- (3) 与党税制調査会で業界意見を聞き、JACDSからも軽減税率導入を主張
- (4) 安倍首相は、消費税10%引き上げを18ヶ月先延ばし決定。軽減税率導入も

2) 欧州型軽減税率の導入か、日本型(還付型)軽減税率の導入かの議論

- (1) 安保法案で遅れていた消費税増税論議が本格化してきた(間に合わない)
- (2) 欧州型軽減税率に対する財務省は
 - 事業者の切り分けが困難と設備投資過大、税収確保では生活者メリットが少なく、生活者メリットを大とすると税収困難になるなどの理由から導入したくない
 - 食品を消費税8%に据え置いた場合、全品10%時より1.5兆円税収を減らす
- (3) 財務省が考えた日本型軽減税率
 - (案) マイナンバーは全国民が所有するが、カードの所有は自由で各自が申請し発行してもらおう。マイナンバーカードを常備携帯するか否かは自由。マイナンバーカードで買い物し還付ポイントがレシートに記載。還付は本人がネットで申請する方法
 - マイナンバーの普及、消費の不公平さや困難さで利用者が少ないことを狙ったもの、全額還付でマイナス5000億円だが実際の利用者は少なく2~3000億円になるもよう

3) OTC医薬品の軽減税率か、1万円以上(当初は2.5万円以上)の控除方式か

- (1) 日本一般用医薬品連合会が、医療費控除と別枠で所得控除を要求しているもの
- (2) 世帯当たり1万円を越える金額について、確定申告を行い還付請求を行なう
- (3) 還付金額は所得より異なるが、平均世帯年収では概ね年間OTC購入額2万円支出世帯は1000~2000円前後、3万円支出世帯では2000~4000円前後となる
- (4) 店舗ではOTC医薬品と他の商品とを区別したレシート発行が必要(レジシステム)
 - 消費者メリットがどれだけあるか。還付申請する人がどれだけいるか。OTC医薬品の拡大につながるか(現在のOTC医薬品をこれ以上使用するか)。設備投資にどれだけかかるか、その回収は可能か。対応しない小売のマイナスイメージにならないか。税務署対応および作業・振り込みコストの増大化。などなど多くの疑問がある
 - JACDSは、もともとセルフメディケーション推進啓発と不公平の無い制度として、OTC医薬品の軽減税率を求め、与党税制協議会および記者発表を行なった

4) 今後の動きと今後の業界の課題

- (1) 議論はこれからが本番—税収増状況と景気低迷から消費税増税再延長もあり得る
- (2) 軽減税率およびOTC医薬品控除におけるJACDSの主張内容をどうするか

- (3) 与党税制協議会および関係行政との調整、システム導入に関するコスト軽減策など
- (4) 会員にご意見の集約、常任理事会での検討、政策推進委員会などの活動を行う

3. ドラッグストア業界の現状

1) ドラッグストア業界の規模(平成26年12月調べ)

- (1) 売上げ規模 6兆679億円(前年比101%)ここ数年の伸びは鈍化傾向
- (2) 店舗数 1万7953店舗、毎年店舗数は300~500店舗が増加している
- (3) 調剤併設 6000店舗強、調剤の応需枚数増加、国試合格率低迷で薬剤師確保困難に
- (4) 店舗状況 150坪を越える店舗が55%で大型化、その一方で1店舗当たり年間平均売上げは、3億3799万円であり、前年を下回る傾向

2) ドラッグストアの商圈環境

- (1) 消費者の高齢化と世帯人数の減少(単身世帯の増加)、商圈内人数の減少
- (2) 競争の激化とますます進む商圈の「狭小商圈化」(商圈距離縮小、人口減少)傾向
- (3) 過疎化、高齢化、買い物困難者の増加
- (4) コンビニ、ネット販売などの他業態との競争が激化
- (5) 局地的に中国旅行者等によるインバウンド需要(爆買い)に沸く その他
→これまでの成長プロトタイプでは、今後の業界成長は難しいと思われる

3) 調剤薬歴不適切対応問題と対応

- (1) 本年2月に問題化、JACDSではすぐ対策本部を立ち上げ再発防止策を講じた
- (2) 厚生労働省保険局からの自主点検要請、医薬食品局からの員数調査への対応
- (3) 会員企業、常任理事会等に検討いただき、多くの対策対応策を行い宣言を公表
- (4) 厚労省より自主点検要請が公表されたが、現在さほど問題になっていない状況
→この問題は「雨降って地固まる」となり、とりあえずこれで終止符となるのではないかと思う。但し、自主返戻や今後の対応等は速やかに正しく行なっていただきたい。この問題が、調剤報酬の検討や協議にどれだけ影響するかは未知数。対策本部は、コンプライアンス委員会に引き継がれた

4) 規制改革推進室への要望

- (1) 調剤併設店舗(薬局、店舗販売業)の二重申請に関する要望
- (2) 検体測定室のガイドラインに関する要望
- (3) ドラッグストアにおける動物用医薬品取り扱いに関する要望
- (4) 機能性表示食品の届出に関する要望
- (5) 機能性表示食品ガイドラインの届出エビデンス(SR)等に関する要望
- (6) 機能性表示食品ガイドラインの栄養機能食品等の適用に関する要望
- (7) 医薬品及び体外検査薬のスイッチOTC化に関する要望

- (8) 薬剤師の健康情報提供に関する要望
- (9) 調剤助手(テクニシャン)に関する要望
- (10) 規制改革推進室に要望—目的を達成する内容になっているかどうかチェックを
- (11) その他
 - 次回行なわれる規制改革推進会議に参考人ヒアリングとして参加し、意見を述べることになっている。(日時は未定)

5) その他

- (1) 「電子おくすり手帳」の検討会
 - マイナンバー制度や薬歴管理情報の一元化、かかりつけ薬局、マネジドケア等の流れが加速する可能性が大きい(長期的にはチェーンドラッグに有利と思われる)
- (2) 本年4月より「機能性表示食品スタート」
 - 半年間は、新制度導入ランニング期間、いよいよ本格的な商品開発およびドラッグストアでの販売が可能となり巨大マーケットが形成される。現在、消費者庁とその協議をおこなっており、10月15日に説明会を開催する。(別紙参照のこと)
- (3) 本年末より「スマイルケア食」の販売がスタートする
 - 在宅介護食の巨大マーケットを創造する「スマイルケア食」がスタートする。本年は、青Dマークが発売される。ドラッグストア向けのものとして農水省が取り組む。
 - この件も、10月15日に説明会を開催する。(別紙参照のこと)

4. ドラッグストア業界の課題と取り組み

1) ドラッグストア業界の課題

- (1) 狭小商圈への対応
 - 商圈人口は、近く現在の3分の2となる。現在のプロトタイプでは成り立たない。狭小商圈だからできる、品揃えとサービスを行なうこと
- (2) 新しい制度や新しい技術の導入と対応
 - どんどん必要とされる制度や技術が変化する。賛成か反対かは別として、これに対応できない企業は淘汰される。的確な情報提供と自社での効果的導入と活用を行う
- (3) マーケット拡大への対応
 - マーケット拡大には、マーケットシフトとマーケット創造とがある。機能性表示(健康)食品、スマイルケア食品は、他の業態より有利なマーケットの創造カテゴリーである。ドラッグストア自らマーケットを創り出す、積極的な対応が求められる
- (4) 新しい社会的機能・役割への対応
 - ドラッグストアでなければならない、専門性、利便性、サービス、情報提供をつくり出すこと。家族や家族同然のペットの生活や健康に関する問題、希望の解決できるストアになる。自店で解決できないことは専門家や専門施設につなぐ「街の健康ハブステーション」になることが求められる

(5) 狭小商圈チェーンドラッグプロトタイプの開発

→狭小商圈チェーンドラッグが次の成長業企業になる。これを実現するには、経営の物差しを変えることと、個店強化型の新しいチェーンオペレーションシステムが重要である。現在のプロトタイプで満たされるニーズは、新商品の入れ替えやレイアウト変更、売れ筋管理では満たせなくなっていると思うこと

2)ドラッグストア業界の取り組み(プロジェクトの設置)**(1)プロジェクトの設置の目的**

→JACDS(業界方針決定、環境整備)とDMS(事業研究、推進)とが連携し、関係する行政、団体、企業、有識者、その他と連携し、セルフメディケーションを実現するとともに、市場を創造する

(2)設置する普及推進プロジェクト(PT)

- ①セルフバイタルチェック普及推進PT
- ②機能性表示食品、スマイルケア食(在宅介護)普及推進
- ③健康体操、運動普及推進PT
- ④突然死撲滅とAED機器普及推進PT
- ⑤情報提供システム構築と普及推進PT(B2B、B2C、C2C)
- ⑥DgS機能評価と健康ハブステーション機能普及推進PT
- ⑦その他の普及推進PT(在宅介護など)

(3)研究事業「365日24時間営業の研究と普及推進」

- ①全国ドラッグストアで24時間営業の実現を目指す
- ②DgSの商品、サービス、専門家を活用し在宅ニーズへ対応
- ③新しい経営の物差しの開発を行い、社会的価値と成長を両立

(4)今後の予定について

- ①マーケット拡大カテゴリーの新制度活用セミナーの開催
→「機能性表示(健康)食品制度における届け出および販売方法の説明会」(消費者庁説明)と「スマイルケア(在宅介護)食の内容と今後の対応の説明」(農水省説明)の説明会を10月15日実施予定
- ②商品開発研究視察会の実施
→機能性表示(健康)食品の製造の全てを公開し説明する。商品仕入れの方には、原価構造や商品選択の力がつく。PB商品開発希望の企業の方には、そのノウハウを学べる視察セミナー、10月28日に予定。

3)ドラッグストア業界が更なる成長を実現するために**(1)垂直連携、水平連携、業際連携の大切さ****(2)JACDS(業界)が行うべきこと****(3)ドラッグストア企業各社が行うべきこと****(4)業界発展のため、直接、間接的活動に、ご理解、ご参加、ご協力をお願いします**

→ドラッグストア業界が10兆円産業になることが、社会にとって大きな利益になることが重要である。「やれることをやる」「やれるところからやる」から「やるべきことをやる」業態集団でありたいと願う

4) 会員様へのお願い**(1) 協会運営協力費の納付をお願いします**

→ドラッグストア環境の変化、事業の多角化・複数化等により、店舗数に比例した運営協力金額の納付をお願いします。本年度は、半期分(1/2)の納付をお願いします

(2) 政治連盟および政治連盟主催セミナーへのご協力をお願いします

→JACDS活動にとって政治連盟活動は極めて重要ですが、現在わずかな金額(日薬の1/20程度)で運営しています。政治連盟への個人入会、政治連盟主催セミナーへのご協力をお願いいたします

(3) 社会貢献活動「そらぶちキッズキャンプ」募金活動にご協力をお願いします

→ご協力いただいている企業様によって毎年 2000 万円弱の金額を寄付しております。まだ、募金活動を行っておられない企業様のご協力をお願いいたします

(4) JACDS活動への参加、ご協力をお願いいたします

→JACDSは、多くの事業活動の実施、救済・支援活動、プロジェクトの実施、国内外のセミナーなどを実施しております。ぜひ、ご参加、ご協力くださいますようお願い申し上げます。また、必要によっては、お取引先への呼びかけもお願いいたします

第5回 支部長会 開催報告

ブロック総会と同日に開催の支部長会は、今回5回目となりました。

九州ブロックと中部ブロックは正会員数が少ないため、総会と支部長会を合併し、一般の会員の皆さんも同席する中で支部長会を開催しました。

東西の支部長会には、ブロック長、副ブロック長、支部長、皆川組織委員長の参加で開催されました。オブザーバーとして樋口副会長(日本医薬品登録販売者協会 会長)、浦上登録販売者制度向上委員長、宗像事務総長が出席されました。会の運営は、副ブロック長の司会とブロック長の議事進行で進められました。東日本ブロックの支部長会には、日本医薬品登録販売者協会の4支部の会長もご参加いただきました。

7月の末から依頼をした、支部長の地域薬務課への訪問は、前回と合わせ41都道府県で実施することができました。それぞれの支部長から、訪問の報告をしていただきました。2回目の訪問となった支部でも、課長や窓口担当が異動されたため、協会の概要や活動内容を説明することで終始したという報告も聞かれました。協会の活動をご理解いただき相互理解を深めるため、年2回の訪問を継続的に行っていただくことを組織委員長、ブロック長から改めて依頼されました。

行政からは、登録販売者についての質問や要望が多く、関心の高さがうかがわれました。また「支部で集会や勉強会などが実施されるときは、講師としてぜひ呼んでほしい」というお申し出や、「協会の活動は理解したが、支部の活動はどのようになっているのか」というご質問も数県からいただきました。支部長からは、都道府県庁だけでなく、政令指定都市や保健所も訪問したほうが良いのではという意見もあり、組織委員会で検討することとなりました。



西日本ブロック 支部長会(太閤園 迎賓館)
日 時:9月16日(水)参加県:11県



東日本ブロック 支部長会(ホテルグランドパレス)
日 時:9月25日(金)参加県:15県

組織委員会組織図



お知らせ

第30回ブロック総会 開催について

次回のブロック総会は、正会員、賛助会員の参加で開催されます。ぜひご参加ください。

		西日本ブロック	中部ブロック	東日本ブロック	九州ブロック
開催日		2月4日(木)	2月5日(金)	2月12日(金)	2月19日(金)
開催場所		太閤園迎賓館	名古屋 観光ホテル	ホテルグランドパレス	ソラリア 西鉄ホテル
開催時間	総会	15:00~17:00	14:45~16:45	15:00~17:00	14:45~16:45
	意見交換会	17:15~18:15	17:00~18:00	17:15~18:30	17:00~18:00

組織委員会 支部一覧(H27.9.1 現在)

東日本ブロック	ブロック長 関 伸治	副ブロック長 米城 清司	
北海道地区支部長	富山 睦浩	株式会社サッポロドラッグストアー	代表取締役会長
北海道支部長	富山 睦浩	株式会社サッポロドラッグストアー	代表取締役会長
東北地区支部長	西郷 辰弘	株式会社薬王堂	代表取締役
青森県支部長	櫻井 清	株式会社丸大サクラキ薬局	代表取締役
岩手県支部長	西郷 辰弘	株式会社薬王堂	代表取締役
宮城県支部長	米城 清司	株式会社ヨネキ十字堂	代表取締役社長
秋田県支部長	高橋 康雄	株式会社ツルハホールディングス	東北店舗運営本部 第三店舗運営部長
山形県支部長	山澤 廣	株式会社ヤマザワ薬品	代表取締役社長
福島県支部長	山口 仁	山口薬品株式会社	代表取締役社長
北関東地区支部長	本橋 勝	ウエルシア薬局株式会社	人事総務本部 部長
茨城県支部長	小林 三男	株式会社コヤマ薬局	代表取締役
栃木県支部長	本橋 勝	ウエルシア薬局株式会社	人事総務本部 部長
群馬県支部長	江黒 純一	株式会社クスリのマルエ	取締役会長
埼玉県支部長	関 伸治	株式会社セキ薬品	代表取締役社長
長野県支部長	佐野 訓久	株式会社とをしや薬局	代表取締役
新潟県支部長	西野 利昭	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	代表取締役
南関東地区支部長	石田 岳彦	株式会社CFSコーポレーション	代表取締役副社長
千葉県支部長	根本 光男	株式会社千葉薬品	取締役副社長
東京都支部長	師岡 伸生	株式会社トモズ	代表取締役社長
神奈川県支部長	山本 久雄	株式会社クリエイティブ・ディー	代表取締役会長
山梨県支部長	板山 和正	株式会社イタヤマメディコ	代表取締役社長
中部ブロック	ブロック長 榊原 栄一	副ブロック長 長基 健司	
東海地区支部長	榊原 栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役社長
静岡県支部長	高田 智生	ウエルシア薬局株式会社	人事総務本部 執行役員
愛知県支部長	榊原 栄一	株式会社スギ薬局	代表取締役社長
岐阜県支部長	山口 真里	中部薬品株式会社	代表取締役社長
三重県支部長	杉浦 幹夫	株式会社スギ薬局	中部第二営業統括部 統括部長
北陸地区支部長	長基 健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
富山県支部長	藤井 均	ウエルシア薬局株式会社	監査役
石川県支部長	長基 健司	株式会社コメヤ薬局	代表取締役
福井県支部長	亀丸 博史	株式会社クスリのアオキ	執行役員総務部長
西日本ブロック	ブロック長 奥谷 英一	副ブロック長 西本 誠	
近畿地区支部長	植屋 茂康	ウエルシア薬局株式会社	顧問
滋賀県支部長	藤岡 平一郎	株式会社レークメディカル	代表取締役
京都府支部長	藤田 哲	株式会社フジタ薬局	代表取締役
大阪府支部長	植屋 茂康	ウエルシア薬局株式会社	顧問
兵庫県支部長	浦上 晃之	ゴダイ株式会社	代表取締役
奈良県支部長	竹田 清司	株式会社タケダドラッグ	代表取締役
和歌山県支部長	廣岡 聖司	株式会社廣基	代表取締役社長
中国地区支部長	北山 佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
鳥取県支部長	乾 康彦	株式会社イヌイ	代表取締役社長
島根県支部長	飯塚 正	株式会社ジュンテンドー	代表取締役社長
岡山県支部長	北山 佑二	金光薬品株式会社	代表取締役
広島県支部長	梶原 秀樹	株式会社ブプレひまわり	代表取締役
山口県支部長	富永 幸朗	株式会社岩崎宏健堂	代表取締役社長
四国地区支部長	佐藤 均	株式会社よどや	取締役会長
徳島県支部長	埴淵 一夫	株式会社キョーエイ	代表取締役社長
香川県支部長	三橋 信也	株式会社レディ薬局	代表取締役社長
愛媛県支部長	三橋 信也	株式会社レディ薬局	代表取締役社長
高知県支部長	佐藤 均	株式会社よどや	取締役会長
九州ブロック	ブロック長 森 信	副ブロック長 田中 元伸	
九州地区支部長	木元 伸一	株式会社ミズ	代表取締役社長
福岡県支部長	平野 健二	株式会社サンキュードラッグ	代表取締役社長
佐賀県支部長	木元 伸一	株式会社ミズ	代表取締役社長
長崎県支部長	松下 琢磨	JR九州ドラッグイレブン	代表取締役社長
熊本県支部長	上野 景昭	株式会社同仁堂	取締役社長
大分県支部長	宇野 正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
宮崎県支部長	宇野 正晃	株式会社コスモス薬品	代表取締役社長
鹿児島県支部長	山崎 邦夫	株式会社マツモトキヨシ九州販売	代表取締役社長
沖縄県支部長	田仲 康志	株式会社サウスウエスト	代表取締役

松本南海雄 JACDS 名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会

今春の叙勲で、旭日小綬章を受けられた松本南海雄名誉会長の祝賀会が、9月8日(火)17時より、日本チェーンドラッグストア協会会長 青木桂生氏を代表発起人とし、帝国ホテル2階「孔雀の間」にて開催されました。協会の正会員やお取引先様・業界関係者、政界関係者約 1000 人の方々と、業界初の叙勲を祝いました。

発起人を代表して、日本チェーンドラッグストア協会 青木会長が「初代会長として 10 年間にわたり会長を務められ、ドラッグストア業界の成長と業界の発展に尽力された功績が評価されたものと思います。今後も業界発展のためご指導お願いしたい」と祝辞を述べられました。

続いて JACDS 議員連盟会長の林芳正議員、取引先代表として株式会社PALTACの三木田國夫会長が挨拶。安倍晋三内閣総理大臣の祝電が読み上げられました。

松本名誉会長は挨拶の中で、日本チェーンドラッグストア協会について「業界の発展の中に企業の発展があるという思いから、ライバル企業とも手を取り合って問題の解決にあたってきました。この度の受賞はドラッグストアが国民生活のインフラと認められた証であり、皆様と地域発展、業界発展、国民生活向上に尽くしてきたことが報われたと思っています。旭日小綬章は業界の皆様へ頂いたものであり、まず私がはじめに代表して頂いたものであると考えています」と感謝の言葉を述べられました。

その後、来賓の方々による鏡開きが行われ、寺西忠幸名誉会長が乾杯挨拶をされました。松本名誉会長のお孫さんから花束が贈呈されるサプライズの後、宗像守事務総長が中締め挨拶をされました。



青木会長 挨拶



松本名誉会長 挨拶



寺西名誉会長 乾杯

平成27年度第3回理事会開催報告
今年度上半期の活動と今後の活動について報告

平成27年度第3回理事会が、平成27年10月9日(金) メルパルク東京4階「孔雀の間」で理事32名、監事2名が参加して行なわれました。

冒頭、青木会長からご挨拶をいただいた後、参加の理事・監事からもご挨拶と近況についてご報告いただきました。

特に、軽減税率への対応や調剤併設店の二重申請の問題、セルフメディケーション推進プロジェクトに向けた今後の対応などの重点課題については、詳細な報告が行われ、ご理解、協力をお願いしました。



JACDS 9月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月2日(水) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第4回防犯・有事委員会	1. 古物営業法施行規則の改正について 2. 地方自治体との災害時物資供給協定の締結について 3. 各種活動実施状況報告 1) 防犯対策関連 ・2014年度 全国万引被害実態調査報告について ・大量窃盗情報報告について 2) 有事対応関連 ・ネパール地震支援について ・有事発生時の衛星電話連絡網の変更について 4. その他	4名
9月4日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第89回JACDS記者意見交換会	1. 松本南海雄名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会について 2. プロジェクトの設置及び研究事業について 3. 機能性表示食品制度について 4. 規制改革推進室への要望について 5. 電子版お薬手帳の検討会の進捗について 6. 今後の計画 7. その他	20名
9月10日(木) JACDS東京事務所 10:00~13:00	第2回ドラッグストアショー実行委員会	委員長 挨拶 1. 出展促進活動報告 2. JACDS会員ゾーン(案)について 3. イベント計画一覧(案)について 4. イベントステージプログラムについて 5. 海外来場動員(案)について 6. 今後の実行委員会開催日程について 7. その他	10名

JACDS 9月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月15日(火) ソラリア西鉄ホテル 13:30～16:15	第29回九州ブロック総会・支部長会	1.九州ブロック長 挨拶及び政策推進委員会の課題 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」と「日本医薬品登録販売者協会活動」について 4.JACDS県支部の組織化報告と地域行政訪問について 5.登録販売者制度向上委員会の活動について 6.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について	20名
9月16日(水) 太閤園 (13:00～14:45)	第29回西日本ブロック支部長会	ブロック長挨拶 組織委員長挨拶 1. 行政訪問の報告について 2. 登録販売者の職能確立と組織化について 3. その他	16名
9月16日(水) 太閤園 (15:00～17:00)	第29回西日本ブロック総会	1.西日本ブロック長 挨拶 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.「JACDSの現状と今後の方針」と「日本医薬品登録販売者協会活動」について 4.政治連盟活動について 5.第16回JAPANドラッグストアショーの開催概要について 6.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について	48名
9月18日(金) 日本薬業共同事務所 (虎ノ門) 16:00～17:00	第93回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 松本南海雄名誉会長 旭日小綬章受章祝賀会について 2) 平成27年 台風18号大雨災害について 3) 消費税増税および所得控除について 4) 「健康づくり支援薬局(仮称)」について 5) 電子版お薬手帳の検討会 進捗報告 6) ドラッグストア業界の今後の取組みについて 7) 第29回ブロック総会 8) 次回の開催案内 2. 日本医薬品登録販売者協会から 全国で21番目となる都道府県支部 日本医薬品登録販売者協会 愛知県支部 愛知県登録販売者協会設立 3. 日本置き薬協会から 「配置販売業を世界無形文化遺産」に、とは。	25名
9月25日(金) ホテルグランドパレス (13:00～14:45)	第29回東日本ブロック支部長会	ブロック長挨拶 組織委員長挨拶 1. 行政訪問の報告について 2. 登録販売者の職能確立と組織化について 3. その他	17名
9月25日(金) ホテルグランドパレス (15:00～17:00)	第29回東日本ブロック総会	1.東日本ブロック長 挨拶 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.JACDSの現状と今後の方針について 4.政治連盟活動について 5.JACDS事業活動報告と今後の事業計画について 6.標準EDI(流通BMS)導入の必要性について 7.登録販売者制度向上委員会の活動について 8.日本医薬品登録販売者協会の活動について 9.ドラッグストア業界の現状と課題への対応について	47名
9月29日(火) 名古屋観光ホテル (13:30～16:15)	第29回中部ブロック総会・支部長会	1.中部ブロック長 挨拶 2.組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3.JACDSの現状と今後の方針について 4.JACDS県支部組織化報告と地域行政訪問について 5.登録販売者制度向上委員会の活動について 6.日本医薬品登録販売者協会の活動について 7.「JACDS事業活動報告と今後の事業計画」及び「ドラッグストア業界の現状と課題への対応」について	14名
9月28日(月) JACDS東京事務所 11:30～14:30	第1回法制委員会	議事 委員長 挨拶 委員紹介 1. 活動目的について 2. 活動テーマについて 3. 委員会の運営について 4. その他	9名
9月30日(水) JACDS東京事務所 10:00～12:00	第1回調剤推進委員会	議事 委員長 挨拶 1. 委員紹介 2. 今期の活動テーマ、取り組み方策等について 3. その他	6名
9月30日(水) JACDS東京事務所 16:00～18:00	第2回勤務薬剤師会	議事 会長 挨拶 1. 新任委員紹介 2. 勤務薬剤師会の活動について 1) 活動報告 (1) 城西大学ファーマシンインターンシップについて (2) 電子お薬手帳の検討会について 2) 今後の活動について (1) 薬学教育6年制 実務実習受け入れ店舗について (2) 「薬と健康の週間」について (3) 薬剤師の教育について 3. JACDS活動の近況について 4. その他	9名

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1.登録販売者試験受験対策支援

☆平成 27 年度 登録販売者試験情報(平成 27 年 10 月 13 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2014 年実施過去問題集及び共通テキスト(2015 年度改訂版)は現在販売中です。お申込者には随時発送しております。詳しくは次の案内をご覧ください。

ご案内 URL: http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/text_kakomon_2015.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2015.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2.介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

3. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

4.「アドバイザー養成講座」受講生募集中

ヘルスケアアドバイザー10月生、漢方アドバイザーの12月生の募集を開始します。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料 後頁 3 ページ分あり】

5.ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、新しい認定名をつけ、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげていくこととなりました。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

6.健康食品市場創造研究会

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。今後、日本で健康食品市場を拡大するために小売業が連携し、製・配・販が協働する研究会を行う必要があります。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

7.「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料 後頁3ページ分あり】

8.「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

今年も引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁 1 ページ分あり】

9.「平成27年台風18号等大雨災害被災地支援募金」参加協力のご案内

台風 18 号に伴う大雨により、平成27年9月9日から11日にかけて、関東・東北地方の広い範囲で人的・物的被害が発生しました。9月12日の時点で、茨城県、栃木県、宮城県の 26 市町村に対して災害救助法が適用されています。

この災害に対し、日本チェーンドラッグストア協会の会員企業様におかれましては、是非とも、募金活動を個々で実施していただきたいと思っております。日本チェーンドラッグストア協会としましては募金額を集計し、お客様にご報告したいと考えております。

つきましては、募金活動の期間、方法、送金の手続きなどは、後ページをご参照ください。

【資料 後頁3ページ分あり】

10. ドラッグストア業界研究レポート報告会,政治連盟 特別講演 開催決定

11月26日(木)ホテルグランドパレス(東京)で開催します。

【資料 無し】

平成27年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成27年10月13日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月26日(水)	9月28日(月)	1,134名	1,745名	65.0%
青森県	8月26日(水)	9月28日(月)	272名	467名	58.2%
岩手県	8月26日(水)	9月28日(月)	304名	459名	66.2%
宮城県	8月26日(水)	9月28日(月)	398名	677名	58.8%
秋田県	8月26日(水)	9月28日(月)	208名	324名	64.2%
山形県	8月26日(水)	9月28日(月)	171名	298名	57.4%
福島県	8月26日(水)	9月28日(月)	169名	348名	48.6%
茨城県	9月27日(日)	10月30日(金)			
栃木県	9月27日(日)	10月30日(金)			
群馬県	9月27日(日)	10月30日(金)			
埼玉県	9月13日(日)	10月13日(火)	715名	1,785名	40.1%
千葉県	9月13日(日)	10月13日(火)	658名	1,619名	40.6%
東京都	9月13日(日)	10月13日(火)	2,098名	5,169名	40.6%
神奈川県	9月13日(日)	10月13日(火)	807名	1,820名	44.3%
新潟県	9月27日(日)	10月30日(金)			
富山県	9月2日(水)	10月23日(金)			
石川県	9月2日(水)	10月23日(金)			
福井県	8月23日(日)	10月9日(金)	296名	755名	39.2%
山梨県	9月27日(日)	10月30日(金)			
長野県	9月27日(日)	11月6日(金)			
岐阜県	9月2日(水)	10月23日(金)			
静岡県	9月2日(水)	10月23日(金)			
愛知県	9月2日(水)	10月23日(金)			
三重県	9月2日(水)	10月23日(金)			
滋賀県	8月23日(日)	10月9日(金)	229名	627名	36.5%
京都府	8月23日(日)	10月9日(金)	600名	1,515名	39.6%
大阪府	9月5日(土)	10月16日(金)			
兵庫県	8月23日(日)	10月9日(金)	1,283名	2,808名	45.7%
奈良県	9月1日(火)	10月2日(金)	602名	1,125名	53.5%
和歌山県	8月23日(日)	10月9日(金)	207名	508名	40.7%
鳥取県	8月25日(火)	10月13日(火)	61名	199名	30.7%
島根県	8月25日(火)	10月13日(火)	70名	230名	30.4%
岡山県	8月25日(火)	10月13日(火)	530名	1,284名	41.3%
広島県	8月25日(火)	10月13日(火)	313名	736名	42.5%
山口県	8月25日(火)	10月13日(火)	740名	1,637名	45.2%
徳島県	10月28日(水)	12月4日(金)			
香川県	10月28日(水)	12月4日(金)			
愛媛県	10月28日(水)	12月4日(金)			
高知県	10月28日(水)	12月4日(金)			
福岡県	11月29日(日)	12月24日(木)			
佐賀県	11月29日(日)	12月24日(木)			
長崎県	11月29日(日)	12月24日(木)			
熊本県	11月29日(日)	12月24日(木)			
大分県	11月29日(日)	12月24日(木)			
宮崎県	11月29日(日)	12月24日(木)			
鹿児島県	11月29日(日)	12月24日(木)			
沖縄県	11月29日(日)	12月24日(木)			
計			11,865名	26,135名	45.4%

※詳細は各都道府県に確認願います。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信(受講料・税込2570円)も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

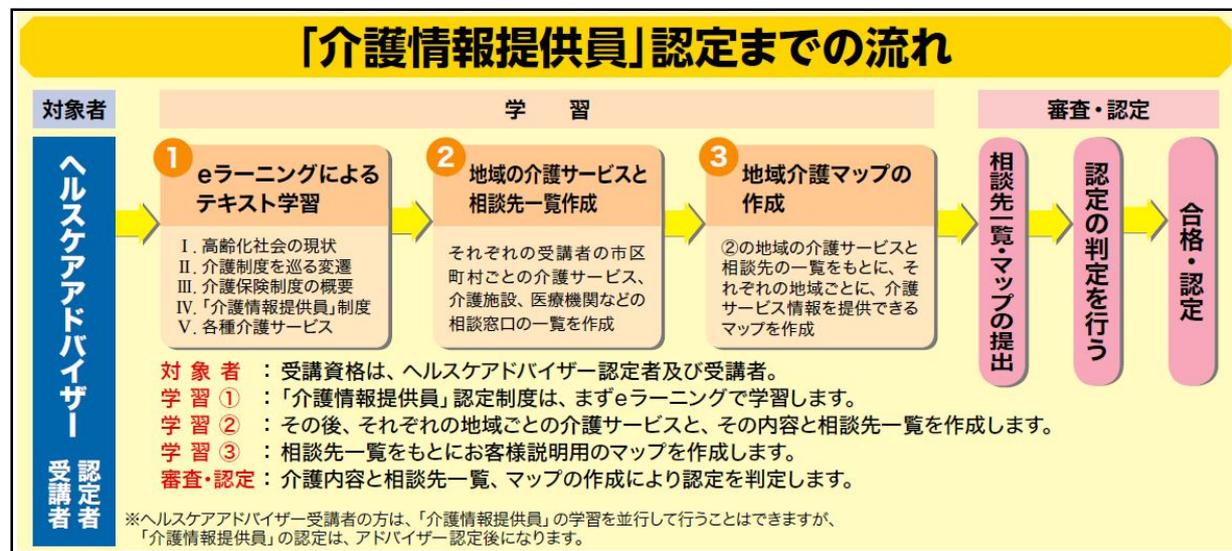
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ

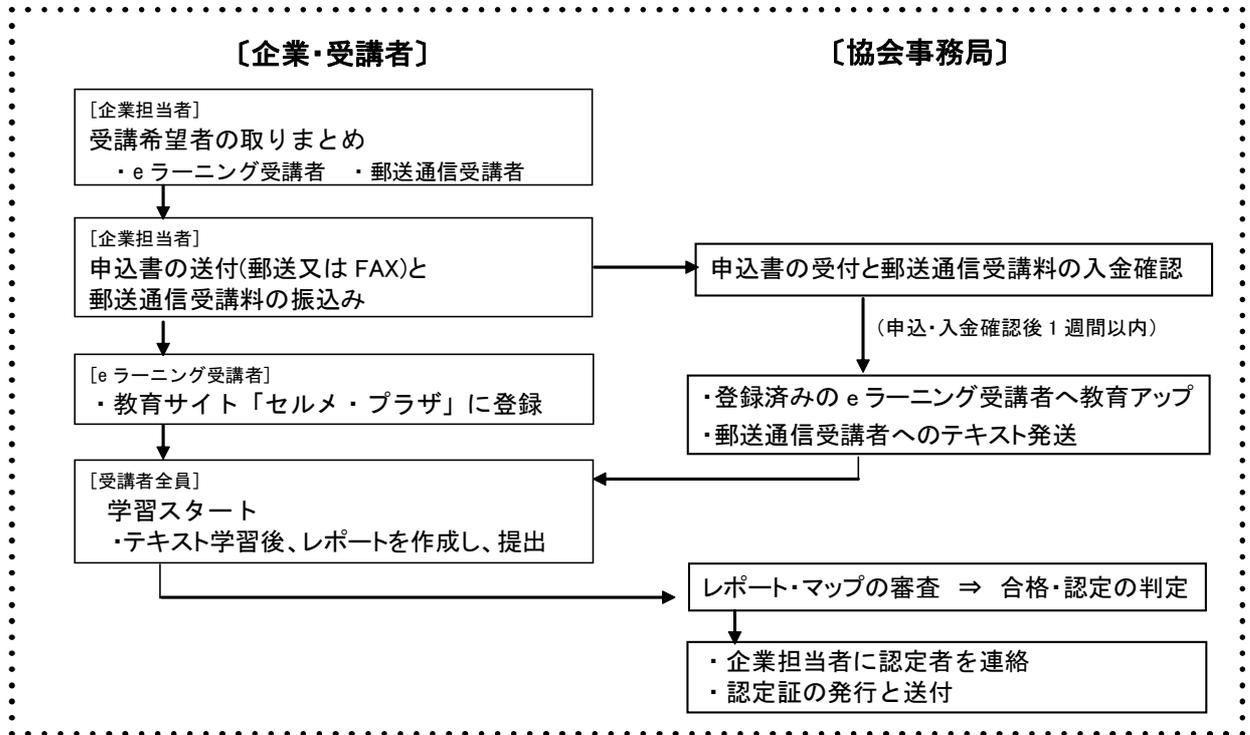


■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。
 企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

お申し込み お問合せ先 JACDS **ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター**
 〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
 TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

改正薬事法に伴う体制省令により、薬剤師への資質向上のための研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬事法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬事法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬事法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家として知っておくべき知識① ④専門家として知っておくべき知識② ⑤確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

1)通信研修

○症状・部位別医薬品通信研修		※1から順番に学習します。現在は、46回までアップしています						
○基礎講座		11	12	22	23	33	○応用講座	
1	胃腸症状	11	精神神経症状①	22	禁煙②	33	スキンケア①	
2	疲労・虚弱症状	12	精神神経症状②	23	肩こり①	34	スキンケア②	
3	目の症状	13	虫さされ①	24	肩こり②	35	育毛・発毛①	
4	かぜ症候群	14	虫さされ②	25	頭痛①	36	育毛・発毛②	
5	一般検査薬	15	オーラルケア①	26	頭痛②	37	水虫①	
6	アレルギー症状	16	オーラルケア②	27	腰痛・関節痛①	38	水虫②	
7	動悸・更年期症状①	17	痔の症状①	28	腰痛・関節痛②	39	爪から見える疾患①	
8	動悸・更年期症状②	18	痔の症状②	29	口内炎①	40	爪から見える疾患②	
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	19	咳の症状①	30	口内炎②	41	火傷・傷①	
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	20	咳の症状②	31	乗り物酔い①	42	火傷・傷②	
		21	禁煙①	32	乗り物酔い②		52	眼科用薬②

□ヘルスケア実践セミナー		※学習月の内容を学びます	
1月	オーラルケア対策	7月	アンチエイジング・シルバー対策
2月	水虫対策	8月	胃腸対策
3月	アイケア対策	9月	かぜ対策
4月	禁煙対策	10月	花粉症対策
5月	香り・リラクゼーション対策	11月	スキンケア対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策	12月	ヘアケア対策

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※eラーニングと郵送通信による通信研修の内容は同一です。

2)集合研修

スケジュール(予定)	
80分	1.薬事行政情報
60分	2.医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
100分	3.専門家として知っておくべき知識① (休憩 10分)
100分	4.専門家として知っておくべき知識② (休憩 10分)
20分	5.確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

- 1.薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
- 2.医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
- 3.専門家として知っておくべき知識①
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 4.専門家として知っておくべき知識②
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 5.確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■実施時期

1)通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメプラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2)集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

※紙媒体による通信添削を希望される場合は申込時に教材等の送付先をご記入ください。

※申込書の受領と入金の確認の両方がそろい次第、通信研修受講のための手続きを開始します。

■申込方法

企業一括での申し込みとなります。

・研修の申し込みに関しては、各企業の勤務薬剤師会窓口担当者の方へお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第30期
(2015年10月生)
募集中

募集締切日 10月31日まで延長 ※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2015年10月31日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・ことごとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの応対に関する知識・技術編
・応対に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・応対基本技術編

ヘルスケアアドバイザー
養成講座

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

募集締切日 2015年11月20日

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

第22期生
 (2015年12月生)
募集中

**漢方
 アドバイザー**

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト: 5分冊+別冊1冊

DVD: 1巻

添削問題: 10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2015年11月20日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊: 一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修: 国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

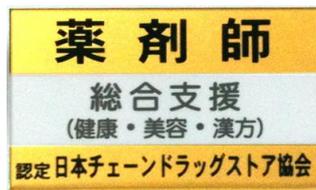
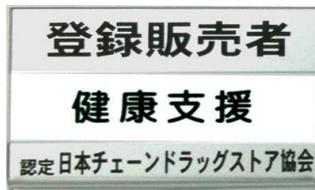
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
 総合支援（健康・漢方）薬剤師
 ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
 総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野(認定名)が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください! **JACDS**
日本チェーンドラッグストア協会

薬剤師
 健康支援
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ヘルスケアアドバイザーを取得した薬剤師

登録販売者
 総合支援 (健康・美容)
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ヘルスケアとビューティケアを取得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
 総合支援 (美容・育児・運方)
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ビューティ、ベビー、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。(新規更新登録の場合は、更新料に含まれます) 申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
 ②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
 再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

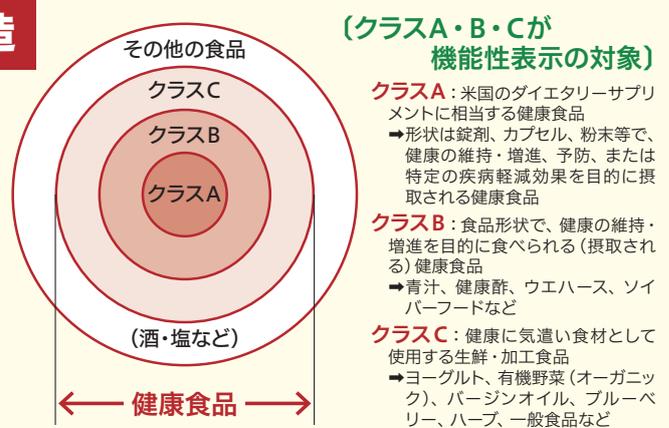
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における 健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、 製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では 総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入力により、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて 全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

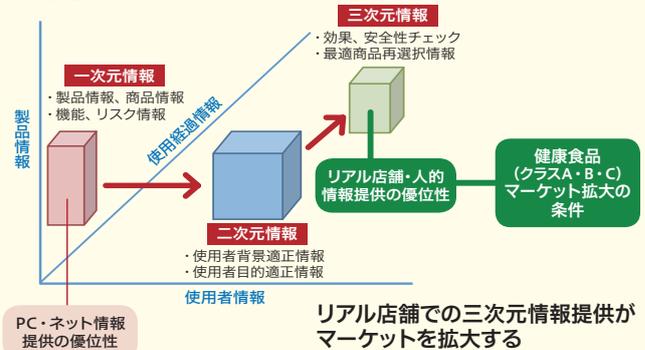
マーケット創造・拡大には リアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み 「新しいカテゴリーに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリーを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリーにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリー(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリーの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリー、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリーの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリーづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリーの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、
新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、
この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販売体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販売強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販売方法、情報提供システム、販売者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販売方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販売者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販売、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販売のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販売方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販売促進の研究—店舗における販売方法が明らかに
5. 販売方法および販売情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販売員の販売研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法律的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販売促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販売者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販売者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

FAX:045-474-2520 (ホームページからの申し込みも可能です)

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 :1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月～12月末日まで)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

参加登録 :セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 :年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウショクヒンシジョウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

(カナ) 企業名			
代表	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
連絡担当	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
住所	郵便番号	都道府県	
	住所		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名

※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail:kenshoku@jahi.jp URL:http://www.jahi.jp

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成27年2月15日午後4時から平成28年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店

(口座番号) 普通口座 0406415

(口座名義) 日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成27年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日(水)	3月15日	11	3,170
3月25日(水)	4月15日	10	2,890
4月27日(月)	5月15日	9	2,600
5月25日(月)	6月15日	8	2,300
6月25日(木)	7月15日	7	2,010
7月27日(月)	8月15日	6	1,740
8月25日(火)	9月15日	5	1,450
9月25日(金)	10月15日	4	1,160
10月26日(月)	11月15日	3	870
11月25日(水)	12月15日	2	580
12月25日(金)	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日(水)	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日(水)	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月27日(月)	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日(月)	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日(木)	7月15日	7	740	830	940
7月27日(月)	8月15日	6	630	710	810
8月25日(火)	9月15日	5	530	590	670
9月25日(金)	10月15日	4	420	470	540
10月26日(月)	11月15日	3	320	360	400
11月25日(水)	12月15日	2	210	240	270
12月25日(金)	1月15日	1	110	120	130

「笑顔」は子供たちの 生きていく「チカラ」



現在、日本では
約20万人の
子どもたちが
難病と
たたかっています。

「そらぶちキッズキャンプ」では、
病気とたたかう子どもたちのために特
別に配慮された常設のキャンプ場を北海
道の大自然の中に創ろうとしています。
病気の子どもたちやその家族が、自然の中
で楽しいときを過ごし、「生きるちから」を
得ることができる場所を提供します。
子供たちの夢のキャンプを実現するた
めには、皆様の支援が必要です。



難病の子どものための診療所付自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

公益財団法人 そらぶちキッズキャンプ



〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL 0125-75-3200 FAX 0125-75-3211

<http://www.solaputi.jp/>

日本チェーンドラッグストア協会



〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL 045-474-1311 FAX 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp/>

募金に
ご協力
ください



日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプを応援しています

平成27年9月14日

日本チェーンドラッグストア協会
会員企業様 各位

「平成27年台風18号等大雨災害被災地支援募金」

参加協力のご案内

日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員会
委員長 石田 岳彦

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素はJACDSの活動にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、防犯・有事委員会ではJACDS会員企業様に「平成27年台風18号等大雨災害被災地支援募金」参加協力に関し、下記のとおりご案内いたします。

正会員企業の皆様へは店舗での募金活動をお願いしております。

賛助会員の皆様におかれましても、すでに募金活動を計画・実施されている企業様も多数あるかと思っておりますが、募金活動を通じ被災者に皆様のあたたかい善意を届けたいと考えました。

何卒、ご協力のほどお願いいたします。

敬具

【要旨】

台風18号に伴う大雨により、平成27年9月9日から11日にかけて、関東・東北地方の広い範囲で人的・物的被害が発生しました。9月12日の時点で、茨城県、栃木県、宮城県の26市町村に対して災害救助法が適用されています。

この災害に対し、日本チェーンドラッグストア協会の会員企業様におかれましては、是非とも、募金活動を個々で実施していただきたいと思っております。日本チェーンドラッグストア協会としましては募金額を集計し、お客様にご報告したいと考えております。

つきましては、募金活動の期間、方法、送金の手続きなどは、次の要領でお願いいたします。

記

1. 募金活動期間 即日～平成27年10月30日（金）

2. 募金活動の方法

- 1) 募金活動への参加は自由です。ポスターの掲示、ルールなどは各社でご検討下さい。
- 2) ご参考としてJACDS作成のポスター（ドラッグストア店頭掲示用）データを、本案内と合わせて送付いたします。こちらはホームページにも掲示いたします。
- 3) 各社での募金とりまとめ、社員の皆様への募金活動への協力をお願いいたします。

3. 募金の送金について

1) 送金先のご案内

(1) 日本チェーンドラッグストア協会へ送金の場合

- ①送金方法 銀行振込
- ②口座名義 日本チェーンドラッグストア協会
- ③口座番号 三井住友銀行／新横浜支店（普）0622562
- ④振込手数料 振込手数料は募金金額より差し引いてお振込みください。
差額分は協会に補填し募金させていただきます。

(2) 日本赤十字社へ送金の場合

ア) 郵便振替 現在開設手続き中です。

イ) 銀行振込

- ・三井住友銀行 すすらん支店 普通 2787520
 - ・三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店 普通 2105515
 - ・みずほ銀行 クヌギ支店 普通 0620286
- 口座名義（共通） 日本赤十字社

※詳細は日本赤十字社のホームページ「平成27年台風第18号等大雨災害義援金」で確認可能です。

URL:<http://www.jrc.or.jp/contribute/help/2718/>

(3) その他へ送金の場合

新聞社、放送局などの情報機関や、その他の団体等への募金でも結構です。

2) 募金送金後の手続き

各企業で、日本赤十字社、日本ユニセフ協会、日本チェーンドラッグストア協会、その他へ郵便振替または銀行振込を行った後、必ず、送金記録（振替用紙・振込用紙の控えなど）をコピーし協会事務局へFAXまたは郵送でお送りください。

ご多忙の所恐縮ですが、平成27年11月13日（金）までをお願いいたします。

4. 募金活動の報告について

1) 募金金額の集計

各企業からFAXまたは郵送で送られてきた送金記録をもとに、募金金額を集計します。

2) 募金金額の報告

募金金額をまとめ、事務連絡および、協会のホームページ上にて発表いたします。
店頭に掲示板等を通じ、お客さまに報告して下さるようお願いいたします。

以上、ご協力・ご参加をお願いいたします。

不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。

以上

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会

防犯・有事委員会事務局 植栗・山田

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569 <http://www.jacds.gr.jp> sec@jacds.gr.jp

平成 27 年台風 18 号等 大雨災害

被災地支援募金のお願い

台風 18 号に伴う大雨により、平成27年9月9日から11日にかけて、関東・東北地方の広い範囲で人的・物的被害が発生しました。

日本チェーンドラッグストア協会では、「平成 27 年台風 18 号等大雨災害」被災者のために、支援募金を受付けております。

皆様の暖かいご支援を心よりお願い申し上げます。

募金受付期間：平成 27 年 10 月 30 日まで

※皆様からの支援募金は日本赤十字社を通じて、被災地に届けられます。(詳しくは、お店の販売員におたずねください)

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会

店舗名

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の適切な更新等について(依頼)」について

—厚生労働省医政局(9月15日)

各会員企業様で設置・管理されているAEDにつきまして、適切な更新等が行われようとの周知依頼がありました。該当会員企業様にはよろしくご対応のほど、お願い申し上げます。

【資料:後頁5ページ分あり】

2. 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要望書

—厚生労働大臣(9月16日)

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間であることの周知依頼がありました。長時間労働削減の取組み推進をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

3. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第13回集計報告」の周知について

—厚生労働省医薬食品局(9月24日)

岐阜県、公益財団法人日本医療機能評価機構からも同様の連絡が来ています。内容は同機構のホームページ(<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)をご覧ください。同様の事例の再発防止のために内容の確認と対策をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

4. 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について

—厚生労働省医薬食品局(9月25日)

- ・メキタジン 第一類医薬品→第二類医薬品
- ・エピナスチン 第一類医薬品→第二類医薬品
- ・イブプロフェン・ブチルスコポラミン 第一類医薬品→指定第二類医薬品
- ・ペミロラストカリウム 第一類医薬品→第二類医薬品

よろしくご対応願います。【資料:後頁8ページ分あり】

【経済産業省】

5. ドラッグストア販売統計月報について

—経済産業省(7月分)

昨年1月から始めましたドラッグストア販売統計月報(確定版)の本年7月分がアップされていますので、お知らせします。今月より商業動態統計に統合されたため、タイトルや書式に一部変更があります。対象となっている企業様には、引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【その他】

6. 下請取引適正化推進月間の実施について

—公正取引委員会・中小企業庁(9月24日)

11月は「下請け取引適正化推進月間」で、下請取引適正化推進講習会が全国で開催されます。開催日、開催場所等が公表されていますので、可能な限り、受講していただきますようお願い申し上げます。【資料:後頁9ページ分あり】

7. 「医療機器の販売業及び貸与業の許可及び届出に係る事務取扱要領」「薬局及び医薬品販売業等の許可等に関する審査基準及び指導指針の一部改正」について

—静岡県健康福祉部(9月30日)

「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)が施行されたことに対応して、上記の資料が作成されました。他の都道府県でも同様のことがあると思いますので、掲載しました。詳しくは、各都道府県の行政のホームページをご覧ください。

8. 内服薬等の包装の誤飲の発生について(情報提供)

—岐阜県健康福祉部 厚生労働省医薬食品局(10月2日)

高齢者の誤飲・誤食が起こりやすい状況等の紹介と、注意喚起が行われました。詳しくは、ホームページをご覧ください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf

【資料:後頁5ページ分あり】

9. 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知)

—岐阜県健康福祉部 厚生労働省医薬・生活衛生局(10月9日)

4物質が新たに麻薬に指定されました。周知依頼がありましたので、掲載します。

【資料:後頁4ページ分あり】

10. 第4回ペットとの共生推進協議会シンポジウム

—ペットとの共生推進協議会(10月吉日)

11月14日は大阪で、11月15日は東京で、第4回ペットとの共生推進協議会シンポジウムが開催されます。参加無料です。JACDSでは後援いたしますので、ご興味のある企業様にはぜひ、ご参加下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

事務連絡

平成 27 年 9 月 15 日

各関係団体 様

「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」について

平素より大変お世話になっております。

標記につきまして、別添のとおり通知を発出いたします。

9 月 10 日の参議院厚生労働委員会では、医政局長が AED の周知に努めると答弁を行っており、社会的に関心が強いものとなっております。

そのため、貴団体より関係者への当該通知の周知をして頂ければ幸いです。

ご郵送が遅くなり大変申し訳ございませんが何卒宜しく願います。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

病院前医療対策専門官 酒井

救急医療係 主査 牛坊

TEL : 03-5253-1111

(内線 2597)

(内線 2550)

FAX : 03-3503-8562

医政発0825第9号
平成27年8月25日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を發出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体が設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な更新等をお願いします。

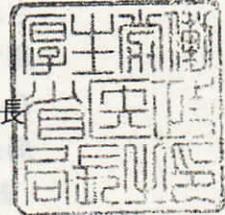
また、貴団体の会員が設置・管理しているAEDについても、AED設置登録情報の適切な更新等が行われるよう、当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

医政発0825第7号

平成27年8月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団へのAED設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されているAED設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」(平成 27 年 8 月 25 日付医政地発第 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知) で衛生主管部局長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。(リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。)

(参考)「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について

AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。(更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。)

(参考)「自動体外式除細動器 (AED) 設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団に AED 設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED 設置登録情報については、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成 21 年 4 月 16 日付医政発第 0416001 号薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知) において、AED 設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団に AED 設置登録情報を登録していない AED 設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。(新規登録の手順も AED マップホームページからアクセス可。)

(参考) 「自動体外式除細動器 (AED) 設置の皆様へ」

URL : <http://www.gqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AED を有効に使用するための表示に係る必要な整備について

(1) 誘導表示の充実について

AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内では AED の設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

(2) AED のマークについて

今般、AED 設置者が、財団作成の AED のマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED 設置者への周知をすること。

なお、AED の販売業者や地方公共団体等が作成した独自の AED マークの使用を否定するものではないこと。

以上

平成 27 年 9 月 16 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることで、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、我が国においては、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」におきまして、引き続き、「働き方改革の実行・実現」のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定したほか、同法において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題については、厚生労働省に私自身を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んできました。その上で、本年も、

昨年を引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

塩崎恭久

あなたの会社に
毎晩遅くまで働いている方は
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

過重
労働



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

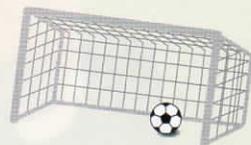
労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには...



過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

- ① **時間外・休日労働時間の削減**
 - ◇ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※2}に適合したものとする必要があります。
 - ◇ 特別条項付き協定^{※3}により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② **年次有給休暇の取得促進**
 - ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ **労働者の健康管理に係る措置の徹底**
 - ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※4}

- ① 労働時間適正把握基準^{※5}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年3月、厚生労働省）
※2 「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）
※3 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年5月、厚生労働省）
※5 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

平成 27 年 11 月 7 日(土) 休日電話相談 → **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

フリーダイヤル ほい！ ろうどう

労働条件相談ほっとライン **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供） 労働基準 メール窓口

薬食総発 0924 第 5 号
薬食安発 0924 第 2 号
平成 27 年 9 月 24 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 13 回集計報告」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成 27 年 1 月から 6 月までに報告のあったヒヤリ・ハット事例の報告を取りまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 13 回集計報告」が公表されました。この報告は、同機構から各都道府県知事、各保健所設置市及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、関係者に対して周知方お願いいたします。

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 25 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部変更について

標記について、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長あてに通知したのでお知らせします。

薬食安発 0925 第 1 号
平成 27 年 9 月 25 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 386 号。以下「改正告示」という。）が平成 27 年 9 月 25 日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成 19 年 3 月 30 日付け薬食安発第 0330007 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）について、別添 1 のとおり改正し、別添 2 のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

1. 改正告示の反映

改正される成分	改正の概要
エピナスチン	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2（第二類医薬品）にエピナスチンを追加する。
ペミロラストカリウム	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2（第二類医薬品）にペミロラストカリウムを追加する。

2. 改正告示の適用日

改正される成分	適用日
エピナスチン	平成 27 年 10 月 25 日
ペミロラストカリウム	平成 28 年 1 月 11 日

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

改正後		改正前	
別紙2 第二類医薬品 (1)～(4) (略) (5) (略)		別紙2 第二類医薬品 (1)～(4) (略) (5) (略)	
	告示名		告示名
1～30	(略)	1～30	(略)
31	<u>エピナスチン</u>	(新設)	
<u>32～211</u>	(略)	<u>31～210</u>	(略)
212	<u>ペミロラストカリウム</u>	(新設)	
<u>213～259</u>	(略)	<u>211～257</u>	(略)

(参考) リスク区分の検討がなされた成分とその概要

成分	概要
メキタジン（1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、第二類医薬品とするもの。
イブプロフェン・ブチルスコポラミン臭化物	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、指定第二類医薬品とするもの。

※ メキタジン（1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。）については、リスク区分の検討の結果、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後、平成27年9月26日より、第二類医薬品とすることとされたが、既にメキタジンは第二類医薬品として分類されているため、一般用医薬品の区分リストの変更はない。



薬食監麻発 0925 第 3 号
平成 27 年 9 月 25 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長



医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 385 号。以下「経過措置告示」という。）が平成 27 年 9 月 25 日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
メキタジン	平成 27 年 9 月 26 日
エピナスチン	平成 27 年 10 月 25 日
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成 27 年 12 月 7 日
ペミロラストカリウム	平成 28 年 1 月 11 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
メキタジン	第一類医薬品	第二類医薬品	「一般用医薬品の区分 リストについて」の一 部改正について（平成 27年9月25日薬食安発 0925 第1号）
エピナスチン	第一類医薬品	第二類医薬品	
イブプロフェン・ブチ ルスコポラミン	第一類医薬品	指定第二類医薬品	
ペミロラストカリウ ム	第一類医薬品	第二類医薬品	

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 27 年 7 月分

July, 2015

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区の抽出は平成24年経済センサス-活動調査の調査区を母集団とし、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

① 本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成27年7月の家電大型専門店販売は4135億円、前年同月比で見ると4.8%の増加となった。商品別にみると、生活家電が同10.9%の増加、その他が同10.4%の増加、通信家電が同3.9%の増加、AV家電が同1.3%の増加となった。一方、情報家電が同▲9.1%の減少、カメラ類が同▲4.2%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,135	476	686	241	188	2,136	409	2,411
4.8	1.3	▲9.1	3.9	▲4.2	10.9	10.4	▲0.6

6. ドラッグストア販売額の動向

平成27年7月のドラッグストア販売は4608億円、前年同月比で見ると7.5%の増加となった。商品別にみると、健康食品が同12.3%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同12.0%の増加、食品が同8.3%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同7.3%の増加、OTC医薬品が同6.9%の増加、その他が同6.6%の増加、トイレタリーが同6.2%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.8%の増加、調剤医薬品が同2.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
4,608	305	666	317	158	715	472	721	1,154	100	13,350
7.5	2.2	6.9	7.3	12.3	12.0	6.2	4.8	8.3	6.6	3.6

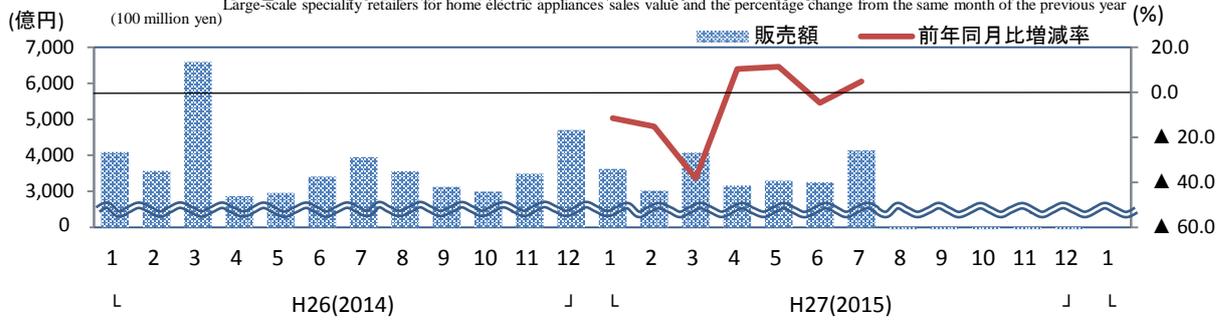
7. ホームセンター販売額の動向

平成27年7月のホームセンター販売は2831億円、前年同月比で見ると1.9%の増加となった。商品別にみると、電気が同10.7%の増加、ペット・ペット用品が同5.7%の増加、家庭用品・日用品が同5.6%の増加、オフィス・カルチャーが同2.6%の増加、DIY用具・素材が同1.3%の増加、カー用品・アウトドアが同0.8%の増加となった。一方、園芸・エクステリアが同▲4.7%の減少、その他が同▲2.2%の減少、インテリアが同▲0.3%の減少となった。

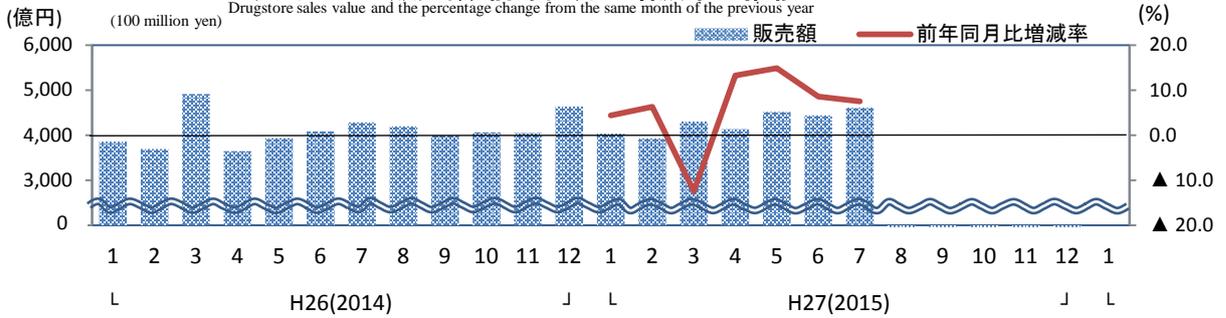
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,831	575	194	228	662	396	218	174	128	258	4,168
1.9	1.3	10.7	▲0.3	5.6	▲4.7	5.7	0.8	2.6	▲2.2	2.4

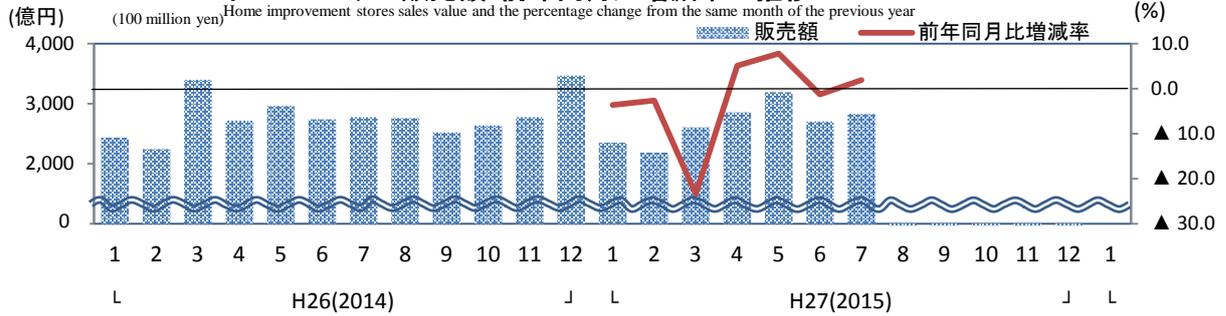
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位: 億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	41,781	-	2,446	49,171	-	13,153	32,508	-	4,139	2014
平成 26 年 4~6月	9,234	-	2,420	11,671	-	12,831	8,419	-	4,059	Q2 2014
7~9	10,642	-	2,430	12,482	-	12,952	8,062	-	4,082	Q3
10~12	11,183	-	2,443	12,749	-	13,069	8,886	-	4,124	Q4
平成 27 年 1~3月	10,722	▲24.8	2,446	12,269	▲1.6	13,153	7,140	▲11.7	4,139	Q1 2015
4~6	9,711	5.2	2,412	13,096	12.2	13,281	8,750	3.9	4,154	Q2
平成 26 年 5月	2,958	-	2,426	3,934	-	12,820	2,963	-	4,059	May 2014
6	3,408	-	2,420	4,088	-	12,831	2,738	-	4,059	Jun.
7	3,948	-	2,425	4,288	-	12,884	2,779	-	4,070	Jul.
8	3,565	-	2,426	4,198	-	12,914	2,761	-	4,074	Aug.
9	3,129	-	2,430	3,996	-	12,952	2,522	-	4,082	Sep.
10	2,990	-	2,433	4,064	-	12,983	2,637	-	4,091	Oct.
11	3,487	-	2,437	4,048	-	13,025	2,778	-	4,113	Nov.
12	4,706	-	2,443	4,637	-	13,069	3,471	-	4,124	Dec.
平成 27 年 1月	3,622	▲11.5	2,441	4,033	4.4	13,061	2,350	▲3.6	4,125	Jan. 2015
2	3,025	▲15.2	2,444	3,927	6.3	13,093	2,185	▲2.6	4,121	Feb.
3	4,076	▲38.2	2,446	4,309	▲12.4	13,153	2,605	▲23.4	4,139	Mar.
4	3,166	10.4	2,450	4,134	13.3	13,220	2,855	5.1	4,148	Apr.
5	3,293	11.3	2,451	4,522	14.9	13,275	3,193	7.8	4,153	May
6	3,252	▲4.6	2,412	4,440	8.6	13,281	2,702	▲1.3	4,154	Jun.
7	4,135	4.8	2,411	4,608	7.5	13,350	2,831	1.9	4,168	Jul.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	4,917,147	349,673	730,533	353,099	159,970	718,450	498,177	768,563	1,221,603	117,079	13,153	2014
平成 26 年 4~6 月	1,167,134	84,094	171,234	81,241	37,985	170,038	118,889	182,215	293,573	27,865	12,831	Q2 2014
7~9	1,248,240	86,645	183,553	86,552	41,157	182,173	128,407	200,185	310,847	28,721	12,952	Q3
10~12	1,274,920	89,993	190,195	92,487	40,336	186,466	130,023	202,004	311,198	32,218	13,069	Q4
平成 27 年 1~3 月	1,226,853	88,941	185,551	92,819	40,492	179,773	120,858	184,159	305,985	28,275	13,153	Q1 2015
4~6	1,309,606	89,911	189,144	92,947	44,307	199,771	131,619	203,541	328,014	30,352	13,281	Q2
平成 26 年 5 月	393,430	27,970	58,015	27,344	12,773	56,878	39,960	60,932	100,147	9,411	12,820	May 2014
6	408,832	28,366	58,939	28,192	13,401	59,830	41,972	66,223	102,141	9,768	12,831	Jun.
7	428,763	29,828	62,294	29,535	14,108	63,870	44,432	68,857	106,496	9,343	12,884	Jul.
8	419,846	28,393	61,821	29,094	13,793	61,085	43,248	67,227	105,042	10,143	12,914	Aug.
9	399,631	28,424	59,438	27,923	13,256	57,218	40,727	64,101	99,309	9,235	12,952	Sep.
10	406,350	29,108	60,090	28,569	13,215	58,762	41,534	63,482	101,468	10,122	12,983	Oct.
11	404,849	28,455	60,683	29,583	12,952	58,384	41,690	63,608	99,410	10,084	13,025	Nov.
12	463,721	32,430	69,422	34,335	14,169	69,320	46,799	74,914	110,320	12,012	13,069	Dec.
平成 27 年 1 月	403,270	28,415	62,061	31,608	13,092	58,752	39,473	61,342	98,558	9,969	13,061	Jan. 2015
2	392,693	29,153	57,730	29,856	13,115	56,574	38,718	59,012	99,773	8,762	13,093	Feb.
3	430,890	31,373	65,760	31,355	14,285	64,447	42,667	63,805	107,654	9,544	13,153	Mar.
4	413,404	28,968	59,704	29,525	13,922	63,623	41,376	62,839	103,693	9,754	13,220	Apr.
5	452,164	30,483	65,624	32,098	14,936	68,766	45,687	70,700	113,471	10,399	13,275	May
6	444,038	30,460	63,816	31,324	15,449	67,382	44,556	70,002	110,850	10,199	13,281	Jun.
7	460,779	30,485	66,577	31,677	15,846	71,547	47,200	72,134	115,350	9,963	13,350	Jul.
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 26 年 4~6 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2 2014
7~9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3
10~12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
平成 27 年 1~3 月	▲1.6	5.4	▲3.2	▲3.3	▲10.4	▲4.1	▲10.1	▲0.5	5.2	▲12.0	4.5	Q1 2015
4~6	12.2	6.9	10.5	14.4	16.6	17.5	10.7	11.7	11.7	8.9	3.5	Q2
平成 26 年 5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May 2014
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
平成 27 年 1 月	4.4	1.4	2.4	3.1	▲7.8	3.4	▲2.2	7.8	12.2	▲6.9	4.3	Jan. 2015
2	6.3	11.2	2.5	1.9	▲3.2	7.4	0.7	8.7	11.8	▲6.0	4.5	Feb.
3	▲12.4	4.0	▲12.0	▲13.1	▲18.1	▲17.4	▲23.2	▲13.7	▲5.4	▲21.1	4.5	Mar.
4	13.3	4.4	10.0	14.9	17.9	19.3	12.0	14.1	13.6	12.3	3.4	Apr.
5	14.9	9.0	13.1	17.4	16.9	20.9	14.3	16.0	13.3	10.5	3.5	May
6	8.6	7.4	8.3	11.1	15.3	12.6	6.2	5.7	8.5	4.4	3.5	Jun.
7	7.5	2.2	6.9	7.3	12.3	12.0	6.2	4.8	8.3	6.6	3.6	Jul.
												Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month	
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額		
販売額 (百万円)	平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
	26	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	2014
	平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
	26	210,864	587	303,050	856	2,168,944	5,673	585,795	1,533	717,215	2,058	248,859	660	150,753	422	514,683	1,311	16,984	53	2014
	平成 26 年 4~6 月	51,223	574	71,794	823	513,718	5,552	140,012	1,494	168,907	2,010	57,060	641	36,249	412	124,190	1,278	3,981	47	Q2 2014
	7~9	54,088	582	76,838	829	551,005	5,608	148,269	1,516	180,410	2,021	62,673	646	38,204	415	132,408	1,286	4,345	49	Q3
	10~12	53,000	587	76,755	841	566,583	5,651	150,249	1,518	184,665	2,053	66,339	651	39,243	419	133,754	1,299	4,332	50	Q4
	平成 27 年 1~3 月	52,553	587	77,663	856	537,638	5,673	147,265	1,533	183,233	2,058	62,787	660	37,057	422	124,331	1,311	4,326	53	Q1 2015
	4~6	53,823	593	79,658	869	576,366	5,721	156,416	1,542	196,143	2,077	67,035	669	40,596	426	134,520	1,329	5,049	55	Q2
	平成 26 年 5 月	15,204	573	22,864	821	175,963	5,540	46,723	1,488	56,078	2,004	19,757	640	12,244	412	43,273	1,294	1,324	48	May 2014
	6	17,336	574	24,655	823	180,110	5,552	49,381	1,494	59,213	2,010	20,338	641	12,963	412	43,366	1,278	1,470	47	Jun.
	7	18,184	574	25,644	828	189,840	5,583	50,981	1,502	62,155	2,014	21,938	642	12,995	414	45,638	1,280	1,388	47	Jul.
	8	18,394	576	26,520	826	184,865	5,600	49,912	1,507	60,492	2,018	20,814	644	12,951	414	44,467	1,280	1,431	49	Aug.
	9	17,510	582	24,674	829	176,300	5,608	47,376	1,516	57,763	2,021	19,921	646	12,258	415	42,303	1,286	1,526	49	Sep.
	10	17,281	581	25,046	834	180,188	5,624	47,594	1,512	57,827	2,030	21,113	649	12,518	416	43,423	1,288	1,360	49	Oct.
	11	17,370	585	25,048	839	179,924	5,634	47,601	1,518	58,666	2,038	20,677	649	12,332	417	41,829	1,295	1,402	50	Nov.
	12	18,349	587	26,661	841	206,471	5,651	55,054	1,518	68,172	2,053	24,549	651	14,393	419	48,502	1,299	1,570	50	Dec.
	平成 27 年 1 月	18,956	587	25,491	841	176,062	5,649	49,103	1,516	58,257	2,049	20,297	652	12,286	420	41,318	1,296	1,500	51	Jan. 2015
	2	17,266	584	24,982	849	168,720	5,660	47,536	1,522	61,309	2,049	19,805	651	12,066	419	39,620	1,308	1,389	51	Feb.
	3	16,331	587	27,190	856	192,856	5,673	50,626	1,533	63,667	2,058	22,685	660	12,705	422	43,393	1,311	1,437	53	Mar.
	4	17,104	592	25,345	859	179,224	5,704	50,068	1,540	64,161	2,068	21,147	662	13,001	423	41,929	1,319	1,425	53	Apr.
	5	17,786	593	26,975	865	200,733	5,724	54,088	1,547	66,460	2,073	23,342	668	14,021	426	46,999	1,325	1,760	54	May
	6	18,933	593	27,338	869	196,409	5,721	52,260	1,542	65,522	2,077	22,546	669	13,574	426	45,592	1,329	1,864	55	Jun.
	7	19,625	600	28,338	875	203,634	5,760	54,124	1,547	68,501	2,083	23,531	670	13,939	427	47,278	1,332	1,809	56	Jul.
前年（度・同期・同月）比増減率（%）	平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
	平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
	平成 26 年 4~6 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2 2014
	7~9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3
	10~12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
	平成 27 年 1~3 月	2.1	2.6	0.2	5.9	▲3.6	3.8	▲5.1	3.7	7.8	9.3	1.1	3.3	▲1.6	4.2	▲5.4	1.5	4.5	10.4	Q1 2015
	4~6	5.1	3.3	11.0	5.6	12.2	3.0	11.7	3.2	16.1	3.3	17.5	4.4	12.0	3.4	8.3	4.0	26.8	17.0	Q2
	平成 26 年 5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May 2014
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.
	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.
	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
	平成 27 年 1 月	9.1	2.4	▲0.4	4.6	2.5	3.5	2.4	4.0	11.9	9.9	9.4	2.5	8.9	4.2	2.5	1.2	14.4	6.3	Jan. 2015
	2	4.3	2.3	7.3	5.3	5.1	3.8	1.5	4.5	17.5	9.2	6.8	2.0	8.7	4.8	1.2	2.0	15.9	6.3	Feb.
	3	▲6.8	2.6	▲5.0	5.9	▲14.5	3.8	▲16.2	3.7	▲3.2	9.3	▲9.2	3.3	▲16.8	4.2	▲16.4	1.5	▲11.9	10.4	Mar.
	4	▲8.5	3.3	4.4	5.1	13.7	3.2	14.0	3.6	19.7	3.2	24.7	3.4	17.7	3.7	11.7	2.4	20.1	10.4	Apr.
	5	17.0	3.5	18.0	5.4	14.1	3.3	15.8	4.0	18.5	3.4	18.1	4.4	14.5	3.4	8.6	2.4	32.9	12.5	May
	6	9.2	3.3	10.9	5.6	9.0	3.0	5.8	3.2	10.7	3.3	10.9	4.4	4.7	3.4	5.1	4.0	26.8	17.0	Jun.
	7	7.9	4.5	10.5	5.7	7.3	3.2	6.2	3.0	10.2	3.4	7.3	4.4	7.3	3.1	3.6	4.1	30.3	19.1	Jul.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
	店舗数 Establishments													
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013	
	26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
	26	210,864	587	39,971	113	56,566	163	85,458	240	28,578	91	33,470	100	2014
	平成 26年 4~6月	51,223	574	9,516	108	13,329	154	20,148	235	6,841	91	7,951	95	Q2 2014
	7~9	54,088	582	10,253	111	14,442	157	21,472	234	7,435	89	8,409	96	Q3
	10~12	53,000	587	10,336	111	14,485	160	21,582	236	7,215	91	8,370	99	Q4
	平成 27年 1~3月	52,553	587	9,866	113	14,310	163	22,256	240	7,087	91	8,740	100	Q1 2015
	4~6	53,823	593	10,824	118	14,831	166	22,332	241	7,710	93	8,828	101	Q2
	平成 26年 5月	15,204	573	3,033	108	4,335	153	6,439	234	2,144	91	2,437	95	May 2014
	6	17,336	574	3,292	108	4,634	154	6,907	235	2,380	91	2,683	95	Jun.
	7	18,184	574	3,387	109	4,857	155	7,228	236	2,465	91	2,784	96	Jul.
	8	18,394	576	3,578	108	5,064	156	7,343	235	2,576	89	2,889	96	Aug.
	9	17,510	582	3,288	111	4,521	157	6,901	234	2,394	89	2,736	96	Sep.
	10	17,281	581	3,405	112	4,707	157	7,047	234	2,334	89	2,749	100	Oct.
	11	17,370	585	3,289	111	4,673	159	7,029	234	2,381	91	2,798	100	Nov.
	12	18,349	587	3,642	111	5,105	160	7,506	236	2,500	91	2,823	99	Dec.
	平成 27年 1月	18,956	587	3,326	111	4,687	160	7,244	236	2,520	91	2,856	99	Jan. 2015
	2	17,266	584	3,182	113	4,577	162	7,132	238	2,258	91	2,851	99	Feb.
	3	16,331	587	3,358	113	5,046	163	7,880	240	2,309	91	3,033	100	Mar.
	4	17,104	592	3,452	113	4,807	164	7,055	240	2,467	92	2,833	101	Apr.
	5	17,786	593	3,638	114	5,030	166	7,609	242	2,565	93	2,964	101	May
	6	18,933	593	3,734	118	4,994	166	7,668	241	2,678	93	3,031	101	Jun.
	7	19,625	600	3,845	119	5,353	167	7,941	243	2,709	91	3,131	103	Jul.
前年(度・ 同期・同月) 比増減率 (%)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013	
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013	
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
	平成 26年 4~6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2 2014
	7~9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3
	10~12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
	平成 27年 1~3月	2.1	2.6	▲1.0	6.6	2.0	7.2	▲1.1	4.3	4.0	4.6	2.2	7.5	Q1 2015
	4~6	5.1	3.3	13.7	9.3	11.3	7.8	10.8	2.6	12.7	2.2	11.0	6.3	Q2
	平成 26年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May 2014
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.
	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.
	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
	平成 27年 1月	9.1	2.4	2.4	5.7	1.8	5.3	▲2.3	3.1	11.5	4.6	▲1.2	6.5	Jan. 2015
	2	4.3	2.3	5.2	6.6	8.6	6.6	5.2	3.9	6.1	4.6	9.2	6.5	Feb.
	3	▲6.8	2.6	▲9.1	6.6	▲3.1	7.2	▲5.2	4.3	▲4.9	4.6	▲0.7	7.5	Mar.
	4	▲8.5	3.3	8.2	5.6	10.3	7.9	3.7	2.6	6.5	2.2	0.1	7.4	Apr.
	5	17.0	3.5	19.9	5.6	16.0	8.5	18.2	3.4	19.6	2.2	21.6	6.3	May
	6	9.2	3.3	13.4	9.3	7.8	7.8	11.0	2.6	12.5	2.2	13.0	6.3	Jun.
	7	7.9	4.5	13.5	9.2	10.2	7.7	9.9	3.0	9.9	0.0	12.5	7.3	Jul.

神奈川 Kanagawa	新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month		
	店舗数 Establishments														
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013	
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	2014	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
384,405	896	85,795	262	56,800	156	63,851	152	43,413	99	41,117	119	61,276	193	2014	
91,415	881	19,910	249	13,960	156	15,455	145	9,693	101	9,864	119	14,446	187	Q2	2014
96,970	887	22,357	255	14,474	156	16,069	148	10,400	101	10,644	118	15,624	187	Q3	
100,945	896	22,716	262	14,408	154	16,134	148	10,723	101	10,595	118	15,932	190	Q4	
95,075	896	20,812	262	13,958	156	16,193	152	12,597	99	10,014	119	15,274	193	Q1	2015
100,985	907	22,550	264	14,663	151	16,392	151	11,347	99	10,735	117	15,718	202	Q2	
31,228	876	6,611	249	4,513	155	4,833	144	3,057	101	3,305	119	4,943	185	May	2014
31,960	881	7,257	249	4,932	156	5,449	145	3,406	101	3,470	119	4,967	187	Jun.	
33,502	889	7,519	252	4,808	157	5,264	146	3,372	101	3,661	119	5,311	189	Jul.	
32,162	888	7,790	255	5,043	157	5,587	147	3,648	101	3,605	118	5,344	188	Aug.	
31,306	887	7,048	255	4,623	156	5,218	148	3,380	101	3,378	118	4,969	187	Sep.	
31,992	890	7,290	257	4,568	156	5,120	148	3,402	101	3,420	118	5,058	189	Oct.	
32,127	895	7,275	260	4,729	156	5,223	148	3,481	101	3,365	117	5,115	189	Nov.	
36,826	896	8,151	262	5,111	154	5,791	148	3,840	101	3,810	118	5,759	190	Dec.	
31,187	893	6,843	261	4,755	154	5,396	148	4,166	101	3,377	118	4,983	190	Jan.	2015
30,083	891	6,642	262	4,600	154	5,481	148	4,342	99	3,147	118	4,801	193	Feb.	
33,805	896	7,327	262	4,603	156	5,316	152	4,089	99	3,490	119	5,490	193	Mar.	
31,673	903	7,069	263	4,681	154	5,323	153	4,133	99	3,366	118	4,880	199	Apr.	
35,085	912	7,802	264	5,071	155	5,625	151	3,680	100	3,722	118	5,503	201	May	
34,227	907	7,679	264	4,911	151	5,444	151	3,534	99	3,647	117	5,335	202	Jun.	
35,514	913	8,111	266	5,306	153	5,671	150	3,575	99	3,814	117	5,724	201	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4	
▲1.9	3.0	▲5.5	5.6	1.9	2.0	6.9	4.8	9.6	▲2.0	▲4.0	0.0	▲4.1	6.6	Q1	2015
10.5	3.0	13.3	6.0	5.0	▲3.2	6.1	4.1	17.1	▲2.0	8.8	▲1.7	8.8	8.0	Q2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.	
4.6	2.9	1.2	5.7	10.6	2.0	9.1	2.8	8.7	0.0	1.3	▲0.8	2.4	4.4	Jan.	2015
5.9	2.5	3.7	6.1	9.3	1.3	8.0	2.8	15.3	▲2.0	7.3	▲0.8	5.2	7.2	Feb.	
▲12.6	3.0	▲17.3	5.6	▲11.2	2.0	3.8	4.8	5.0	▲2.0	▲16.2	0.0	▲15.4	6.6	Mar.	
12.2	3.3	17.0	6.0	3.7	1.3	2.9	4.8	28.0	▲2.0	9.0	▲0.8	7.6	9.3	Apr.	
12.4	4.1	18.0	6.0	12.4	0.0	16.4	4.9	20.4	▲1.0	12.6	▲0.8	11.3	8.6	May	
7.1	3.0	5.8	6.0	▲0.4	▲3.2	▲0.1	4.1	3.8	▲2.0	5.1	▲1.7	7.4	8.0	Jun.	
6.0	2.7	7.9	5.6	10.4	▲2.5	7.7	2.7	6.0	▲2.0	4.2	▲1.7	7.8	6.3	Jul.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	102,621	275	205,090	448	306,883	767	55,640	183	51,301	155	78,350	254	305,681	834
	平成 26年 4～6月	23,719	261	49,034	435	73,711	753	13,167	179	11,990	147	18,611	242	72,017	816
	7～9	25,933	266	52,999	444	77,744	765	14,049	181	13,148	149	20,096	244	76,414	823
	10～12	26,328	269	52,190	448	79,193	764	14,186	183	13,239	153	20,331	251	79,110	835
	平成 27年 1～3月	26,641	275	50,867	448	76,235	767	14,238	183	12,924	155	19,312	254	78,140	834
	4～6	27,214	279	53,758	449	82,837	773	15,310	188	13,669	155	21,442	258	86,137	842
	平成 26年 5月	8,069	259	17,029	436	24,841	751	4,467	179	3,999	144	6,307	241	23,818	814
	6	8,332	261	17,418	435	26,045	753	4,623	179	4,174	147	6,536	242	25,053	816
	7	8,871	263	18,496	441	27,148	755	4,890	181	4,568	149	6,976	243	26,472	818
	8	8,717	265	18,276	442	25,846	757	4,719	181	4,421	151	6,698	244	25,514	818
	9	8,345	266	16,227	444	24,750	765	4,440	181	4,159	149	6,422	244	24,428	823
	10	8,410	266	16,774	445	25,022	760	4,474	182	4,142	147	6,412	247	24,712	827
	11	8,405	267	16,737	446	24,801	764	4,443	183	4,264	150	6,357	247	25,084	831
	12	9,513	269	18,679	448	29,370	764	5,269	183	4,833	153	7,562	251	29,314	835
	平成 27年 1月	9,021	269	16,668	444	25,254	762	4,677	183	4,118	153	6,115	252	24,420	833
	2	8,591	272	16,216	447	24,261	764	4,603	184	4,366	156	6,259	252	26,117	832
	3	9,029	275	17,983	448	26,720	767	4,958	183	4,440	155	6,938	254	27,603	834
	4	8,873	277	16,959	448	26,361	769	4,830	187	4,467	155	6,883	255	28,223	839
	5	9,393	280	18,612	449	28,674	773	5,325	188	4,719	156	7,300	256	29,033	840
	6	8,948	279	18,187	449	27,802	773	5,155	188	4,483	155	7,259	258	28,881	842
	7	8,972	282	19,150	450	28,915	772	5,260	190	4,935	157	7,481	258	30,149	845
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成 24年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成 26年 4～6月		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7～9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1～3月		▲3.3	7.8	▲6.3	2.8	▲8.5	2.8	▲8.4	1.7	▲0.2	10.7	4.2	11.4	12.1	10.6
4～6		14.7	6.9	9.6	3.2	12.4	2.7	16.3	5.0	14.0	5.4	15.2	6.6	19.6	3.2
平成 26年 5月		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1月		5.0	5.1	2.2	1.6	▲0.4	4.8	▲1.5	1.7	0.7	12.5	7.2	11.0	16.4	11.8
2		0.5	7.1	1.9	3.0	▲0.4	5.2	▲0.7	1.7	6.0	12.2	10.2	10.5	23.3	10.8
3		▲13.2	7.8	▲18.5	2.8	▲20.4	2.8	▲19.4	1.7	▲6.5	10.7	▲3.0	11.4	0.3	10.6
4		21.2	6.9	16.3	3.2	15.5	2.5	18.5	4.5	17.0	8.4	19.3	5.8	21.9	2.8
5		16.4	8.1	9.3	3.0	15.4	2.9	19.2	5.0	18.0	8.3	15.7	6.2	21.9	3.2
6		7.4	6.9	4.4	3.2	6.7	2.7	11.5	5.0	7.4	5.4	11.1	6.6	15.3	3.2
7		1.1	7.2	3.5	2.0	6.5	2.3	7.6	5.0	8.0	5.4	7.2	6.2	13.9	3.3

兵庫 Hyogo	奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
	店舗数 Establishments															
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013		
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	2014		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.		2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013		
192,393	545	31,658	101	14,419	70	16,119	52	24,383	55	62,483	151	88,933	246	2014		
45,846	539	7,475	99	3,275	66	3,825	46	5,707	52	14,561	150	19,496	245	Q2		2014
48,888	539	7,982	98	3,482	67	4,067	46	6,279	53	15,666	152	22,116	246	Q3		
49,357	543	8,148	101	3,757	69	4,211	50	6,372	53	16,422	152	24,483	245	Q4		
48,302	545	8,053	101	3,905	70	4,016	52	6,025	55	15,834	151	22,838	246	Q1		2015
50,898	551	8,400	103	4,250	69	4,496	52	6,671	55	16,756	152	24,031	251	Q2		
15,327	539	2,461	99	1,109	66	1,326	46	2,027	51	4,995	150	6,766	245	May		2014
16,247	539	2,635	99	1,162	66	1,391	46	2,024	52	5,133	150	7,003	245	Jun.		
16,866	538	2,721	99	1,180	66	1,429	46	2,180	52	5,400	151	7,863	245	Jul.		
16,338	539	2,679	99	1,194	66	1,366	46	2,092	53	5,283	151	7,211	246	Aug.		
15,684	539	2,582	98	1,108	67	1,272	46	2,007	53	4,983	152	7,042	246	Sep.		
15,463	541	2,524	99	1,172	68	1,298	47	2,049	53	5,060	153	7,869	247	Oct.		
15,699	541	2,588	100	1,193	68	1,348	49	1,977	53	5,322	152	7,508	245	Nov.		
18,195	543	3,036	101	1,392	69	1,565	50	2,346	53	6,040	152	9,106	245	Dec.		
15,579	540	2,558	101	1,301	69	1,321	51	1,972	53	5,151	152	7,292	245	Jan.		2015
16,236	541	2,737	101	1,252	68	1,272	51	1,889	54	5,096	151	7,077	245	Feb.		
16,487	545	2,758	101	1,352	70	1,423	52	2,164	55	5,587	151	8,469	246	Mar.		
16,393	549	2,701	102	1,361	69	1,419	51	2,135	55	5,298	152	7,537	247	Apr.		
17,418	550	2,853	102	1,457	69	1,563	52	2,329	55	5,817	153	8,396	249	May		
17,087	551	2,846	103	1,432	69	1,514	52	2,207	55	5,641	152	8,098	251	Jun.		
18,044	552	2,958	103	1,359	69	1,547	52	2,259	55	5,651	152	8,642	252	Jul.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2	2014	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4		
5.2	8.8	5.2	8.6	3.8	6.1	1.6	18.2	▲0.1	▲1.8	2.3	2.0	2.2	0.4	Q1	2015	
11.0	2.2	12.4	4.0	29.8	4.5	17.5	13.0	16.9	5.8	15.1	1.3	23.3	2.4	Q2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May	2014	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.		
11.9	8.2	9.8	11.0	9.6	4.5	16.0	21.4	13.4	▲3.6	8.6	2.7	10.4	▲0.4	Jan.	2015	
16.3	8.2	18.7	9.8	9.2	3.0	5.7	18.6	2.8	▲3.6	10.1	2.0	7.1	▲0.4	Feb.		
▲8.7	8.8	▲8.6	8.6	▲5.3	6.1	▲11.6	18.2	▲11.9	▲1.8	▲8.5	2.0	▲7.2	0.4	Mar.		
14.9	2.2	13.5	3.0	35.6	4.5	28.1	13.3	28.9	5.8	19.5	1.3	31.6	0.8	Apr.		
13.6	2.0	15.9	3.0	31.4	4.5	17.9	13.0	14.9	7.8	16.5	2.0	24.1	1.6	May		
5.2	2.2	8.0	4.0	23.2	4.5	8.8	13.0	9.0	5.8	9.9	1.3	15.6	2.4	Jun.		
7.0	2.6	8.7	4.0	15.2	4.5	8.3	13.0	3.6	5.8	4.6	0.7	9.9	2.9	Jul.		

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

	年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
		店舗数 Establishments													
販売額 (百万円)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	56,941	156	28,256	67	35,266	100	66,267	192	20,964	63	206,672	595	33,114	71
	平成 26年 4～6月	13,471	148	6,906	63	8,411	98	15,922	191	5,010	60	49,182	586	7,968	69
	7～9	14,545	149	7,068	64	8,998	99	16,777	192	5,361	60	52,319	588	8,528	70
	10～12	14,851	151	7,117	65	9,201	100	17,404	192	5,521	62	53,832	596	8,494	70
	平成 27年 1～3月	14,074	156	7,165	67	8,656	100	16,164	192	5,072	63	51,339	595	8,124	71
	4～6	15,081	159	7,469	67	9,464	101	17,743	194	5,920	64	53,969	604	8,904	72
	平成 26年 5月	4,643	148	2,301	63	2,852	98	5,414	191	1,677	60	17,031	585	2,795	69
	6	4,787	148	2,389	63	3,091	98	5,716	191	1,767	60	17,178	586	2,779	69
	7	5,066	148	2,367	63	3,057	99	5,736	192	1,835	60	18,082	589	2,928	69
	8	4,862	148	2,406	63	3,038	99	5,681	192	1,826	60	17,325	586	2,847	70
	9	4,617	149	2,295	64	2,903	99	5,360	192	1,700	60	16,912	588	2,753	70
	10	4,837	149	2,277	64	2,922	100	5,587	192	1,732	60	17,357	591	2,776	70
	11	4,522	150	2,264	64	2,929	100	5,400	191	1,739	62	16,716	594	2,704	70
	12	5,492	151	2,576	65	3,350	100	6,417	192	2,050	62	19,759	596	3,014	70
	平成 27年 1月	4,561	151	2,289	65	2,863	101	5,322	192	1,812	62	16,769	592	2,639	71
	2	4,471	150	2,525	66	2,795	100	5,193	192	1,553	61	16,379	595	2,605	71
	3	5,042	156	2,351	67	2,998	100	5,649	192	1,707	63	18,191	595	2,880	71
	4	4,758	157	2,386	67	3,005	100	5,710	193	1,900	63	17,070	600	2,853	72
	5	5,237	159	2,585	67	3,283	101	6,143	194	2,010	64	18,620	601	3,086	72
	6	5,086	159	2,498	67	3,176	101	5,890	194	2,010	64	18,279	604	2,965	72
	7	5,432	159	2,548	67	3,275	101	6,045	195	2,071	64	19,050	604	2,987	72
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 24年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 26年 4～6月		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7～9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1～3月		▲1.5	6.8	0.8	8.1	▲1.2	4.2	▲1.9	2.7	▲4.5	5.0	▲1.7	2.8	▲2.5	2.9
4～6		12.0	7.4	8.2	6.3	12.5	3.1	11.4	1.6	18.2	6.7	9.7	3.1	11.7	4.3
平成 26年 5月		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1月		5.5	4.1	5.3	4.8	8.9	6.3	8.7	2.1	14.2	6.9	5.5	3.3	3.7	2.9
2		4.9	3.4	16.1	8.2	9.4	5.3	7.7	3.2	0.0	5.2	4.8	3.8	5.2	2.9
3		▲11.5	6.8	▲14.8	8.1	▲16.3	4.2	▲16.5	2.7	▲21.4	5.0	▲12.1	2.8	▲13.0	2.9
4		17.7	6.1	7.7	6.3	21.8	4.2	19.2	2.1	21.3	5.0	14.0	3.3	19.2	4.3
5		12.8	7.4	12.3	6.3	15.1	3.1	13.5	1.6	19.9	6.7	9.3	2.7	10.4	4.3
6		6.2	7.4	4.6	6.3	2.7	3.1	3.0	1.6	13.8	6.7	6.4	3.1	6.7	4.3
7		7.2	7.4	7.6	6.3	7.1	2.0	5.4	1.6	12.9	6.7	5.4	2.5	2.0	4.3

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
42,302	106	69,308	149	46,612	98	51,347	118	65,328	174	16,984	53	-	2014
10,431	102	16,917	142	11,235	88	12,366	117	16,091	174	3,981	47	Q2	2014
11,370	103	17,954	141	12,014	91	13,327	119	16,896	174	4,345	49	Q3	
10,893	105	18,092	144	12,097	92	13,480	119	16,866	173	4,332	50	Q4	
9,608	106	16,345	149	11,266	98	12,174	118	15,475	174	4,326	53	Q1	2015
11,507	106	18,188	152	12,357	100	13,151	120	16,444	175	5,049	55	Q2	
3,630	101	5,961	148	3,927	87	4,306	116	5,623	188	1,324	48	May	2014
3,685	102	5,847	142	3,948	88	4,298	117	5,631	174	1,470	47	Jun.	
3,919	102	6,177	141	4,162	89	4,577	117	5,793	173	1,388	47	Jul.	
3,833	103	6,073	141	4,063	89	4,559	117	5,767	174	1,431	49	Aug.	
3,618	103	5,704	141	3,789	91	4,191	119	5,336	174	1,526	49	Sep.	
3,690	103	5,839	141	3,893	91	4,348	119	5,520	173	1,360	49	Oct.	
3,602	104	5,617	143	3,769	92	4,163	119	5,258	173	1,402	50	Nov.	
3,601	105	6,636	144	4,435	92	4,969	119	6,088	173	1,570	50	Dec.	
2,974	105	5,612	144	3,761	94	4,208	117	5,355	173	1,500	51	Jan.	2015
3,178	106	5,124	147	3,581	97	3,839	118	4,914	174	1,389	51	Feb.	
3,456	106	5,609	149	3,924	98	4,127	118	5,206	174	1,437	53	Mar.	
3,412	106	5,580	149	3,827	99	4,090	119	5,097	174	1,425	53	Apr.	
4,115	106	6,427	152	4,338	99	4,624	120	5,789	175	1,760	54	May	
3,980	106	6,181	152	4,192	100	4,437	120	5,558	175	1,864	55	Jun.	
4,136	106	6,297	153	4,398	102	4,625	120	5,785	175	1,809	56	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q2	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4	
▲14.0	5.0	▲7.3	0.7	▲3.6	10.1	▲7.0	1.7	▲10.3	▲7.9	4.5	10.4	Q1	2015
10.3	3.9	7.5	7.0	10.0	13.6	6.3	2.6	2.2	0.6	26.8	17.0	Q2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	May	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jun.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.	
▲12.5	5.0	2.8	▲2.0	3.7	6.8	3.9	0.9	0.0	▲8.0	14.4	6.3	Jan.	2015
▲3.7	5.0	▲2.4	0.0	3.3	10.2	▲2.6	1.7	▲3.6	▲7.4	15.9	6.3	Feb.	
▲22.7	5.0	▲19.0	0.7	▲14.6	10.1	▲19.1	1.7	▲23.4	▲7.9	▲11.9	10.4	Mar.	
9.5	5.0	9.2	0.7	13.9	15.1	8.7	2.6	5.4	▲7.0	20.1	10.4	Apr.	
13.4	5.0	7.8	2.7	10.5	13.8	7.4	3.4	3.0	▲6.9	32.9	12.5	May	
8.0	3.9	5.7	7.0	6.2	13.6	3.2	2.6	▲1.3	0.6	26.8	17.0	Jun.	
5.5	3.9	1.9	8.5	5.7	14.6	1.0	2.6	▲0.1	1.2	30.3	19.1	Jul.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others			
商品 手 持 額 (百 万 円)	平成 26 年 6 月	687,332	35,250	111,644	45,620	27,972	176,915	70,768	89,587	114,130	15,446	Q2 2014	Value (million yen)	
	9	669,312	31,497	114,937	43,898	29,346	183,704	70,283	81,532	97,633	16,482	Q3		
	12	734,804	32,329	127,450	48,562	29,712	208,864	73,460	92,294	102,959	19,174	Q4		
	平成 27 年 3 月	699,391	30,466	120,264	46,157	29,249	206,488	69,107	82,589	96,702	18,369	Q1 2015		
	6	694,948	32,666	118,647	46,373	28,952	202,800	68,304	86,668	93,227	17,311	Q2		
	前 年 同 期 末 比 増 減 率 (%)	平成 26 年 6 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		Q2 2014
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3			
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4			
平成 27 年 3 月	5.1	28.1	4.4	0.2	▲7.1	6.3	▲2.2	5.6	14.6	▲12.9	Q1 2015			
6	1.1	▲7.3	6.3	1.7	3.5	14.6	▲3.5	▲3.3	▲18.3	12.1	Q2			
商品 在 庫 率 (%)	平成 26 年 6 月	168.1	124.3	189.4	161.8	208.7	295.7	168.6	135.3	111.7	158.1	Q2 2014	Inventory ratio (%)	
	9	167.5	110.8	193.4	157.2	221.4	321.1	172.6	127.2	98.3	178.5	Q3		
	12	158.5	99.7	183.6	141.4	209.7	301.3	157.0	123.2	93.3	159.6	Q4		
	平成 27 年 3 月	162.3	97.1	182.9	147.2	204.8	320.4	162.0	129.4	89.8	192.5	Q1 2015		
	6	156.5	107.2	185.9	148.0	187.4	301.0	153.3	123.8	84.1	169.7	Q2		
	前 年 同 期 末 比 増 減 率 (%)	平成 26 年 6 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		Q2 2014
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3			
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4			
平成 27 年 3 月	20.0	23.1	18.6	15.3	13.5	28.6	27.4	22.3	21.0	10.4	Q1 2015			
6	▲6.9	▲13.8	▲1.8	▲8.5	▲10.2	1.8	▲9.1	▲8.5	▲24.7	7.3	Q2			

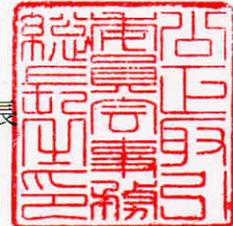
注: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

Note: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

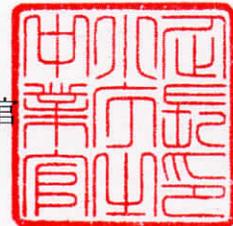
公取企第78号
20150915中庁第1号
平成27年9月24日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成 27 年 9 月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47都道府県（61会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1732 (直通)

下請取引適正化推進月間の事業

1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

47都道府県（61会場）

公正取引委員会主催		中小企業庁・経済産業局主催	
都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	11月6日(金)	秋田県	11月26日(木)
〃	11月13日(金)	山形県	11月27日(金)
〃	11月24日(火)	福島県	11月18日(水)
青森県	11月5日(木)	茨城県	11月10日(火)
岩手県	11月11日(水)	東京都	11月12日(木)
宮城県	11月19日(木)	〃	11月17日(火)
栃木県	11月20日(金)	〃	11月25日(水)
群馬県	11月25日(水)	神奈川県	11月20日(金)
埼玉県	11月17日(火)	新潟県	11月5日(木)
千葉県	11月13日(金)	山梨県	11月27日(金)
東京都	11月4日(水)	静岡県	11月2日(月)
〃	11月24日(火)	愛知県	11月13日(金)
〃	11月30日(月)	富山県	11月19日(木)
長野県	11月6日(金)	石川県	11月20日(金)
岐阜県	11月10日(火)	福井県	11月6日(金)
愛知県	11月24日(火)	兵庫県	11月10日(火)
三重県	11月17日(火)	大阪府	11月13日(金)
滋賀県	11月20日(金)	〃	11月25日(水)
京都府	11月11日(水)	和歌山県	11月27日(金)
大阪府	11月4日(水)	鳥取県	11月10日(火)
〃	11月17日(火)	島根県	11月11日(水)
奈良県	11月30日(月)	山口県	11月13日(金)
岡山県	11月9日(月)	愛媛県	11月20日(金)
広島県	11月2日(月)	高知県	11月27日(金)
〃	11月4日(水)	福岡県	11月17日(火)
徳島県	11月20日(金)	佐賀県	11月20日(金)
香川県	11月24日(火)	熊本県	11月26日(木)
福岡県	11月5日(木)	宮崎県	11月30日(月)
〃	11月6日(金)		
長崎県	11月11日(水)		
大分県	11月9日(月)		
鹿児島県	11月13日(金)		
沖縄県	11月19日(木)		

2 各種媒体による広報

(1) 政府広報等

- ① 経済産業省公報
- ② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ
- ③ 政府インターネットテレビ
- ④ 新聞（一般紙，業界紙）

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌

3 ポスターの掲示

公正取引委員会（本局及び地方事務所等）の庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の施設

都道府県	機関誌名	発行頻度	発行日	発行部数
北海道	北海道中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
青森県	青森県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
岩手県	岩手県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
宮城県	宮城県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
秋田県	秋田県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
山形県	山形県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
福島県	福島県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
茨城県	茨城県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
栃木県	栃木県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
群馬県	群馬県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
埼玉県	埼玉県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
千葉県	千葉県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
東京都	東京都中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
神奈川県	神奈川県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
新潟県	新潟県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
富山県	富山県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
石川県	石川県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
福井県	福井県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
山梨県	山梨県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
長野県	長野県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
岐阜県	岐阜県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
静岡県	静岡県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
愛知県	愛知県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
岐阜県	岐阜県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
京都府	京都府中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
大阪府	大阪府中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
兵庫県	兵庫県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
奈良県	奈良県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
和歌山県	和歌山県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
徳島県	徳島県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
香川県	香川県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
愛媛県	愛媛県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
高知県	高知県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
福岡県	福岡県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
佐賀県	佐賀県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
長門県	長門県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
熊本県	熊本県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
大分県	大分県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
鹿児島県	鹿児島県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部
沖縄県	沖縄県中小企業振興会会報	年1回	10月	1000部

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成 27 年 9 月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、下請法の適用対象となる事業者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体，報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して，必要に応じ，案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は，公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地，開催日時，申込先等は別紙のとおりとする。

(2) 1事業所当たりの申込人数は，会場の収容数に鑑み，原則として2名以内とする。
ただし，別紙の募集定員欄に○印のある開催場所は，1事業所当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は，下請法の適用対象となる事業者（物品の製造（加工を含む。），修理，情報成果物の作成又は役務提供（※）を業とする事業者）とする。

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は，下請法の適用対象とならない。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会は無料とする。

(6) 講習会の募集については，会場の都合により，定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報は，講習会業務以外の目的には使用しない。

平成27年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月6日(金) 13:30~15:30	旭川市7条通9丁目50番地 旭川市民文化会館 2階 第2会議室	40名	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011 (231) 6300 FAX 011 (261) 1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
	11月13日(金) 9:30~11:30	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター まなぼつと幣舞 8階 会議室802・803	40名	
	11月24日(火) 13:30~16:30	札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1 札幌コンベンションセンター 1階 会議室107・108	150名	
青森県	11月5日(木) 13:00~16:00	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館 アスパム 6階 八甲田	80名	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022 (225) 8420 FAX 022 (261) 3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
岩手県	11月11日(水) 13:30~16:30	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター アイーナ 8階 研修室812号	90名	
宮城県	11月19日(木) 13:30~16:30	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階 フォレストホール	170名	
栃木県	11月20日(金) 13:30~16:30	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 大会議室	170名	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375 FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
群馬県	11月25日(水) 13:30~16:30	前橋市日吉町1-10-1 群馬県民会館(ベシシア文化ホール) 403会議室	110名	
埼玉県	11月17日(火) 13:30~16:30	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール	310名	
千葉県	11月13日(金) 13:30~16:30	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮 2階 福宝の間	250名	
東京都	11月4日(水) 13:30~16:30		300名	
	11月24日(火) 13:30~16:30	東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 8階 第一会議室	300名	
	11月30日(月) 13:30~16:30		300名	
長野県	11月6日(金) 13:30~16:30	長野市北石堂町1177-3 長野県農協ビル アクティナーホール	140名	○
岐阜県	11月10日(火) 13:30~16:30	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館 3階 302大会議室	130名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052 (961) 9424(直) FAX 052 (971) 5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
愛知県	11月24日(火) 13:30~16:30	名古屋市中区熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 1号館4階 レセプションホール	300名	
三重県	11月17日(火) 13:30~16:30	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター 生涯学習センター4階 大研修室	120名	
滋賀県	11月20日(金) 13:30~16:30	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター) 大会議室	110名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176 FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
京都府	11月11日(水) 13:30~16:30	京都市上京区堀川通丸太町下中之町519 京都社会福祉会館 ホール	200名	
大阪府	11月4日(水) 13:30~16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウイーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
	11月17日(火) 13:30~16:30		300名	
奈良県	11月30日(月) 13:30~16:30	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 地下 AB会議室	70名	
岡山県	11月9日(月) 13:30~16:30	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所 1階 大会議室	200名	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082 (228) 1501 FAX 082 (223) 3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
広島県	11月2日(月) 13:30~16:30	広島市中区上八丁堀6-30	130名	
	11月4日(水) 13:30~16:30	広島合同庁舎第1号館付属棟2階 大会議室	130名	
徳島県	11月20日(金) 13:30~16:00	徳島市山城町東浜浜示1-1 徳島県立産業観光交流センター(アスティとくしま) 3階 第1特別会議室	100名	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087 (812) 5760 FAX 087 (862) 1995 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
香川県	11月24日(火) 13:30~16:00	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	120名	
福岡県	11月5日(木) 13:30~16:30	福岡市博多区博多駅東2-10-7	125名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032 FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
	11月6日(金) 13:30~16:30	福岡第2合同庁舎本館 2階 共用第2会議室~第6会議室	125名	
長崎県	11月11日(水) 13:30~16:30	長崎市茂里町2-38 長崎ブリックホール 3階 1会議室~3会議室	70名	○
大分県	11月9日(月) 13:30~16:30	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 6階 大会議室	70名	○
鹿児島県	11月13日(金) 13:30~16:30	鹿児島市山下町5-3 宝山ホール(鹿児島県文化センター) 2階 第3会議室	80名	○
沖縄県	11月19日(木) 13:30~16:30	那覇市おもろまち3-1-1 沖縄県立博物館・美術館 1階 博物館講座室	80名	○ 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 TEL 098 (866)0049 FAX 098 (860) 1110 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/

(注) 申込可能人数は、会場の収容人数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

平成27年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
秋田県	11月26日(木) 13:30～16:30	秋田市山王4-2-12 ルポールみずほ 3階ふよう	100名	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局産業部中小企業課 TEL 022 (221) 4922 FAX 022 (215) 9463 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
山形県	11月27日(金) 13:30～16:30	山形市平久保100番地 山形ビッグウイング 4階 中会議室	150名	
福島県	11月18日(水) 13:30～16:30	郡山市南二丁目52番地 ビッグパレットふくしま コンベンションホールA	200名	
茨城県	11月10日(火) 13:30～17:00	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館	90名	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 048 (600) 0325 FAX 048 (601) 1294 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
東京都	11月12日(木) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 第一会議室	300名	
	11月17日(火) 13:30～17:00		300名	
神奈川県	11月25日(水) 13:30～17:00		300名	
神奈川県	11月20日(金) 13:30～17:00	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 2階 おしどり・くじやく	240名	
新潟県	11月5日(木) 13:30～17:00	新潟市中央区万代島6-1 朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター国際会議室中302	200名	
山梨県	11月27日(金) 13:30～17:00	甲府市寿町26-1 コラニー文化ホール 会議室	96名	
静岡県	11月2日(月) 13:30～17:00	静岡市葵区黒金町49 パルシェ 3室	160名	
愛知県	11月13日(金) 13:30～16:30	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋サンスカイルーム「A室」	300名	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22 中部経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 052 (589) 0170 FAX 052 (589) 0173 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
富山県	11月19日(木) 13:30～16:30	富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま 珊瑚の間	100名	
石川県	11月20日(金) 13:30～16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 第12研修室	100名	
福井県	11月6日(金) 13:30～16:30	福井市大手3丁目7-1 福井県織協ビル	70名	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室 TEL 06 (6966) 6037 FAX 06 (6966) 6083 ※詳細は当局のホームページをご覧ください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
兵庫県	11月10日(火) 13:30～16:30	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所 神商ホール	240名	
大阪府	11月13日(金) 13:30～16:30 11月25日(水) 13:30～16:30	大阪市天王寺区上本町8-2-6 大阪国際交流センター 2階 さくら	340名 340名	
和歌山県	11月27日(金) 13:30～16:30	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所 4階特別会議室	70名	
鳥取県	11月10日(火) 13:30～16:30	鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館 第2会議室	100名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 082 (224)5661 FAX 082 (224)5643 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
鳥根県	11月11日(水) 13:30～16:30	松江市学園南1-2-1 くまびきメッセ 501 大会議室	100名	
山口県	11月13日(金) 13:30～16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館「第一研修室」	100名	
愛媛県	11月20日(金) 13:30～16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	150名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL 087 (811) 8529 FAX 087 (811) 8558 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
高知県	11月27日(金) 13:30～16:30	高知市布師田3992-2 高知ちばさんセンター 2階 研修室1	100名	
福岡県	11月17日(火) 13:30～16:30	北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市立男女共同参画センター 5F 大セミナールーム	150名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎 九州経済産業局産業部中小企業課 TEL 092 (482) 5450 FAX 092 (482) 5393 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
佐賀県	11月20日(金) 13:30～16:30	佐賀市水ヶ江1-2-20 佐賀市民会館 1階 第1会議室	70名	
熊本県	11月26日(木) 13:30～16:30	熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル 9階 くまもと県民交流館パレア 会議室1	80名	
宮崎県	11月30日(月) 13:30～16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 第1・第2会議室	60名	

(注)申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。

11月は下請取引適正化推進月間です。

平成27年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格

11月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会(参加費無料)を開催するほか、公正取引委員会(本局及び地方事務所等)や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)	中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1732 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)
北海道事務所 011-231-6300	北海道経済産業局 011-709-1783
東北事務所 022-225-8420	東北経済産業局 022-221-4922
取引部企業取引課 03-3581-3375	関東経済産業局 048-600-0325
中部事務所 052-961-9424	中部経済産業局 052-589-0170
近畿中国四国事務所 06-6941-2176	近畿経済産業局 06-6966-6037
中国支所 082-228-1501	中国経済産業局 082-224-5661
四国支所 087-812-5760	四国経済産業局 087-811-8529
九州事務所 092-431-6032	九州経済産業局 092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室 098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部 098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者(発注者)の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進

(広報原案 2)

押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格
 ～11月は下請取引適正化推進月間です～
 公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称「下請法」）及び下請中小企業振興法（通称「下請振興法」）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>)
 又は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)
 を御覧ください。

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称「下請法」）及び下請中小企業振興法（通称「下請振興法」）の普及啓発を図っています。

公正取引委員会

【所在地】

「公正取引委員会」は、公正取引委員会の事務局として、公正取引委員会の事務を執行する。公正取引委員会は、公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員により組織され、公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員は、公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員として任命される。公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員は、公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員として任命される。公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員は、公正取引委員会の委員及び公正取引委員会の職員として任命される。

中小企業庁

【所在地】

「中小企業庁」は、中小企業庁の事務局として、中小企業庁の事務を執行する。中小企業庁は、中小企業庁の職員により組織され、中小企業庁の職員は、中小企業庁の職員として任命される。中小企業庁の職員は、中小企業庁の職員として任命される。中小企業庁の職員は、中小企業庁の職員として任命される。中小企業庁の職員は、中小企業庁の職員として任命される。

平成27年10月8日

関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

内服薬等の包装の誤飲の発生について（情報提供）

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬食品局安全対策課より通知がありましたので、御承知くださるとともに、貴会員に対して周知して下さるよう御配慮願います。

	岐阜県健康福祉部 薬務水道課		
担当者	薬事麻薬係		居波、前田
電話	058-272-1111(内2572)	F A X	058-271-5731
e-mail	c11224@pref.gifu.lg.jp		

事務連絡
平成 27 年 9 月 16 日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

内服薬等の包装の誤飲の発生について（情報提供）

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、平成 22 年 9 月 15 日付け医政経発 0915 第 2 号・薬食総発 0915 第 5 号・薬食安発 0915 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「PTP 包装シート誤飲防止対策について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により示しているところです。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起りやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました（下記参照）。

その中において、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので情報提供させていただきます。必要に応じて貴管内の関係団体へ周知のご配慮をお願い致します。

なお、別添の関係団体へは当課より情報提供しておりますことを申し添えます。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」（平成 27 年 9 月 16 日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf



事務連絡
平成 27 年 9 月 16 日

(別 記 1) 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

内服薬等の包装の誤飲の発生について (情報提供)

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、平成 22 年 9 月 15 日付け医政経発 0915 第 2 号・薬食総発 0915 第 5 号・薬食安発 0915 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「P T P 包装シート誤飲防止対策について (医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)」により示しているところであり、貴会におかれては、従前より様々な取組みをいただいているところと存じます。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起りやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました。(下記参照)

その中において、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので、引き続き誤飲防止に向けた取組みをいただく上での参考として情報提供させていただきます。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」(平成 27 年 9 月 16 日)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf



事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 16 日

(別 記 2) 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

内服薬等の包装の誤飲の発生について (情報提供)

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、平成 22 年 9 月 15 日付け薬食安発 0915 第 3 号医薬食品局安全対策課長通知「PTP 包装シート誤飲防止対策について」により、包装・表示等の技術的な改善等について、依頼を行ったところであり、貴会におかれては、従前より様々な検証を行っていただいているところと存じます。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起りやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました。(下記参照)

その中において、内服薬等の包装 (PTP 包装シートを含む) の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので、引き続き医薬品の安全性向上に取り組んでいただく上での参考として情報提供させていただきます。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」 (平成 27 年 9 月 16 日)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf



事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 16 日

(別 記 3) 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

内服薬等の包装の誤飲の発生について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所を設置する市及び特別区の衛生主管部（局）及び関係団体あてへ事務連絡を送付しましたのでお知らせします。

薬第369号
平成27年10月9日

関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成27年10月2日付け薬生発1002
第3号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたので、ご承知願うと
ともに関係者に対し周知願います。

所 属	岐阜県健康福祉部薬務水道課 薬事麻薬係		
係 長	居 波	担 当	大 岩
電 話	058-272-1111(内2576)		
F A X	058-271-5731		

薬生発1002第3号
平成27年10月2日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第354号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の4物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 2-（4-クロロ-2，5-ジメトキシフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- ② 3，4-ジクロロ-N-〔1-（ジメチルアミノ）シクロヘキシル〕メチルベンズアミド及びその塩類



- ③ 2—(4—プロモ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- ④ 2—(4—ヨード—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成27年10月2日）から起算して30日を経過した日（平成27年11月1日）から施行する。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

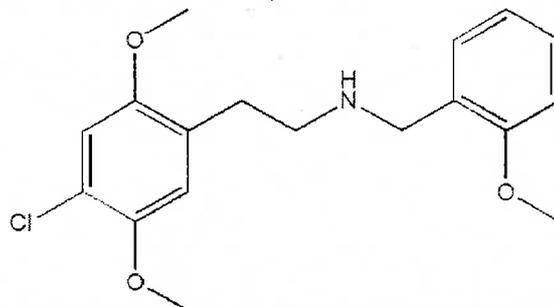
- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、同法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第3 物質の構造式等

- 1 化学名：2—(4—クロロ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル)エタンアミン

通 称：25C-NBOMe、2C-C-NBOMe

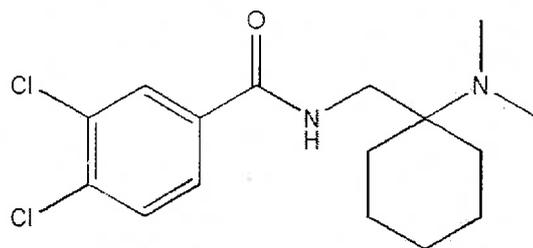
構 造：



2 化学名：3,4-ジクロロ-N-{[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル}ベンズアミド

通称：AH-7921

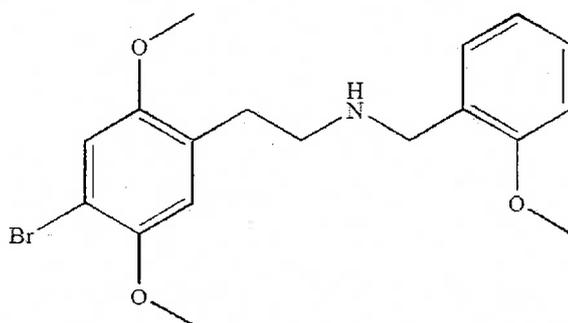
構造：



3 化学名：2-(4-ブromo-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25B-NBOMe

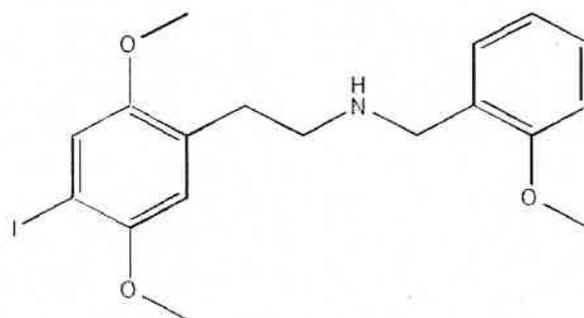
構造：



4 化学名：2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25I-NBOMe

構造：



「ペットとの“真の共生”を目指して」～人と動物の福祉を推進する～ 第4回ペットとの共生推進協議会シンポジウム開催

2015年11月14日(土)
13:00～16:10

200名

大阪・ハートンホール
大阪市中央区南船場4-2-4 日本生命御堂筋ビル12F



参加無料

動物福祉と
ペットに関する
最新情報が満載!

2015年11月15日(日)
13:00～16:10

300名

東京・連合会館
千代田区神田駿河台3-2-11

「ペットとの暮らしと社会インフラはどうあるべきか」

高齢者の犬との暮らしは、病気の予防、健康寿命の延伸、そして医療費の削減を実現できる！
～その好循環を作る～

基調講演

13:05～

太田 光明 先生

東京農業大学 農学部バイオセラピー学科
動物介在療法学研究室 教授 農学博士。

パネルディスカッション

14:15～

司会進行:越村 義雄 実行委員長

(一社)ペットフード協会名誉会長。(一社)人とペットの幸せ
創造協会会長。(一社)国際経営者協会理事。国際ビジネス
コンサルティング(株)代表取締役社長。



パネリストのご紹介



太田 光明 先生

東京農業大学農学部教授、並びに麻
布大学名誉教授。International
Society for Animal-Assisted Therapy
副会長。「大地震の被災動物を救うた
めに:兵庫県南部地震動物救援本部
活動の記録」等、著書多数。



山口 千津子 先生(大阪)

獣医師。英国・カナダ・アメリカに
おいて、動物福祉の研修を受け、英国
王立動物虐待防止協会のインスペク
ターコースを卒業。インスペクター
の資格を得る。帰国後、日本における
動物福祉の浸透を目指して活動。



須田 沖夫 先生

(一社)家庭動物愛護協会会長。
(公財)日本動物愛護協会常任理
事。犬猫の臨床獣医師として、死
亡原因や年齢などを30年以上
集計し、飼主や動物への適切な対
応法などを発表し、啓発している。



中塚 圭子 先生

人とペットの共生環境研究所・所長。
環境人間学博士。神戸市動物管理セ
ンターにてしつけ相談を担当する
他、自治体主催の「ペットとの暮らし
方教室」などでも指導。



野川 亮輔 先生(東京)

(株)日本ペットオーナーズクラブ創
社社長。(株)アーボック・アニマル・ヘル
スケア研究所代表取締役社長。一般
社団法人全国郵便局長連合会理事。



前田 敦 先生

一級建築士。前田設計画工房代
表。「愛犬という個性的な家族の
ための配慮を盛り込む」という当
り前の家づくりがモットー。

「良かった」という感想と「次回も参加したい」という声
ともに90%以上という高い評価!!

第3回シンポジウムアンケート結果より



3回目の参加ですが、今回も素晴らしい講演でした。ペットからは元気や幸福感を沢山与えてもらえます。逆に人はペットに何を与えてあげられるのかを、深く考えさせられる1日になりました。真の共生を目指したいです。(女性20代)

人の福祉と動物の福祉の関係について、多方面からお話を聞かせていただき、とても勉強になりました。今後に活かしていきたいと思います。ありがとうございました。(女性30代)

動物を適切に飼うこと、良い関係になることで、双方が幸せになれる社会ができると感じました。また、色々な立場の人(獣医、医療、教育、心理学など)がチームを作って関わることが大切だと感じました。(女性50代)

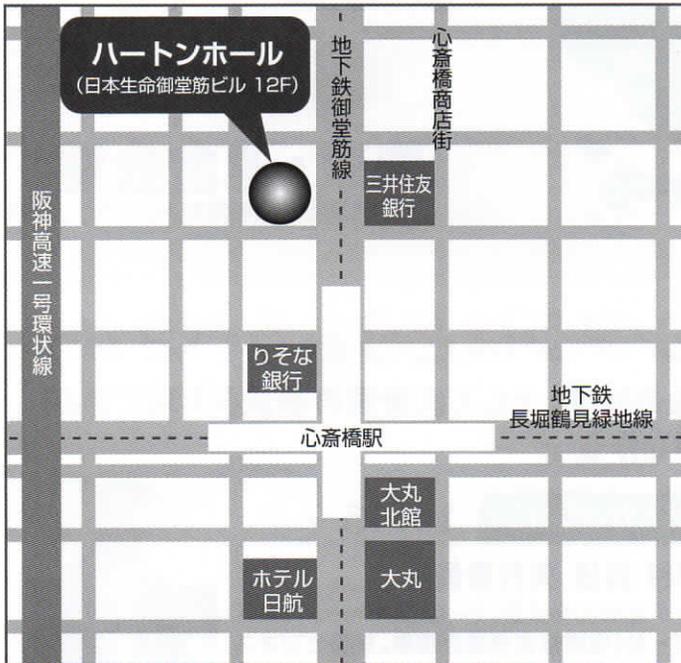
色々な業界の話が聞けて、ペットが人間の役に立っていることが深くわかりました。動物への対応・考え方を直すことができ、とても勉強になりました。また出席したいと感じました。(男性40代)

講師の話の伝え方が上手く、大変わかりやすかったです。スライド動画等もわかりやすく、よく理解できました。人と動物の関係について意識が高まりました。(男性50代)

シンポジウムスケジュール

12:30 開場 13:00~13:05 (5分間)	開会の挨拶
13:05~14:00 (55分間)	基調講演 太田 光明 先生
14:15~16:05 (110分間)	パネルディスカッション 司会進行:越村 義雄 実行委員長 パネリスト:太田 光明 先生、山口 千津子 先生(大阪)、須田 沖夫 先生 中塚 圭子 先生、野川 亮輔 先生(東京)、前田 敦 先生 ※残り時間で質疑応答含む
16:05~16:10 (5分間)	閉会の挨拶 (一社)ジャパンケネルクラブ(JKC) 永村 武美 理事長

《大阪会場アクセスマップ》



地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅3番出口より徒歩2分

《東京会場アクセスマップ》



東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅B3出口目の前
(丸ノ内線/新宿線をご利用の方は地下道を通り、千代田線方面へ)

ペットとの共生推進協議会とは？

ペットと共に暮らす効用についての情報収集/分析/提供を行い、
より多くの家庭におけるペットとの共生を促進するとともに、
正しくかつ健全なペットを育てる上で必要な情報をわかりやすく発信することを目指しています。
すなわち、少しでも多くの国民に対して、動物愛護精神に基づく正しい知識の普及と、
人とペットが共生するより良い社会の実現を目的に、ペット関連業界9団体が大同団結しました。

参加ご希望の方は、ホームページの申し込みフォームよりお申し込みください。

<http://www.pet-kyousei.jp>

FAXでのお申し込みも可能です。

下記必要事項をご記入のうえお申し込みください。

➔ FAX:03-5289-7041

参加者ご氏名 (ふりがな)	お住まいの都道府県		
メールアドレス	FAX番号		
参加希望会場 (あてはまるものにチェック)	<input type="checkbox"/> 大阪会場:ハートンホール 日本生命御堂筋ビル 11月14日(土) 13:00~16:10		<input type="checkbox"/> 東京会場:連合会館 11月15日(日) 13:00~16:10
ご職業 (あてはまるものにチェック)	【ペット業界】 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 卸業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 学校関係 <input type="checkbox"/> 動物病院 <input type="checkbox"/> その他 【ペット業界以外】 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生		

※いただいた個人情報は、今後、本シンポジウムのお知らせやペットとの共生推進協議会が主催するセミナー、イベント等のご案内のために使用いたします。利用目的以外の無断利用、第三者への無断提供はいたしません。

ペットとの共生推進協議会シンポジウム事務局 TEL.03-5289-7040 FAX.03-5289-7041

協会ホームページについて

- 標準 EDI(流通 BMS)業界標準導入プログラム- 差し迫る流通 BMS の導入時期と 導入のポイントについて - 標準 EDI(流通 BMS)業界標準導入プログラム説明用 PDF データをアップしました。
- 第 11 回セルフメディケーションアワード作品募集開始
募集期間2015年10月1日(木)~2016年1月15日(金)(必着)。

事務局だより

- ・軽減税率については、財務省の還付案が撤回され、与党税調会長が首相官邸の意向で更迭されるなど急展開し、2017年4月の増税時からの導入に向けた論議が急ピッチに進められています。現場での事務作業軽減にも配慮し、当初は完全なインボイス方式はとらずにいくことも検討されています。あとは、どの範囲まで軽減税率品目とするかという線引きです。税込減額幅をどの程度にするか、加工品、持ち帰り品との境をどうするかなどです。これらは、それぞれ政治マターで国民の増税感をどう和らげるか、納得いくような説明ができるかということではないでしょうか。大いに期待して論議を見守りたいと思います。
- ・医薬品の特別所得控除を求める声が、日本一般用医薬品連合会、日本OTC医薬品協会から出されており、厚生労働省も平成28年度の税制改正要望のトップに掲げました。JACDSでは、先月のブロック総会で会員企業の間名様の意見を聞き、10月9日の常任理事会、理事会において、この問題について検討した結果、制度導入に向け協力していくことを基幹決定しました。合わせて、医薬品を軽減税率対象品目にするよう、引き続き求めていくことも確認されました。
- ・第29回のブロック総会が無事終了しました。全国4か所を回られた執行部の皆様、各ブロックに参加された支部長と会員企業の皆様、お疲れさまでございました。また、多くの支部長の方がブロック総会前に薬務課を訪問し、意見交換されました。ドラッグストアやJACDSの活動内容をご理解いただくとともに、地方行政の活動内容、協力すべき内容もわかってきたのではないかと思います。次回は第30回、来年2月に正会員、賛助会員での開催となります。
- ・機能性表示食品、在宅介護食(スマイルケア)食の説明会が10月15日に五反田の会場で開催されました。事務局からもご案内をお送りしましたので、ご参加になった方もあったと思います。消費者庁と農林水産省から講師が派遣され、機能性表示食品の届出に関する留意点の説明やスマイルケア食の基準やこれからの普及推進活動について話されました。いまはまだ、普及の途中段階ですが、勢いをつけばどんどん日常生活に浸透していくと思います。

発行日	平成 27 年 10 月 20 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp